

# 難民研究フォーラム

## 研究会「難民の送還：収容・送還に関する専門部会の議論から考える」

### 資料集

出入国在留管理庁（2019年9月）第7次出入国管理政策懇談会における「収容・送還に関する専門部会（仮称）」の開催について／名簿	1
出入国在留管理庁（2019年10月1日）「送還忌避者の実態について」	3
専門部会第2回・川村委員提出資料「送還を促進するための措置の在り方」に関する提言	7
専門部会第3回・資料5「参考資料（論点1関係）」	11
専門部会第4回・資料4「参考資料」	15
専門部会第6回・資料2「諸外国における収容・送還に関する法制度」	17
専門部会第6回・資料3「これまでの議論において提案された（主な）方策等（案）」	19
港湾での庇護申請（渡邊先生資料①）	21
「セカンダリ審査又は口頭審理において「短期滞在」の在留資格を決定して上陸許可を行うこととなったスリランカ人に対する取扱いについて」（平成30年11月16日付け東京入国管理局成田空港支局第一審判部門首席審査官事務連絡）（渡邊先生資料②）	22
法務省「就労制限の対象となる難民認定申請者について」（渡邊先生資料③）	25
「被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の更なる徹底について」（平成30年2月28日付け法務省入国管理局長指示）（渡邊先生資料④）	26
統計資料①「難民認定者等の申請回数（概数）」	31
統計資料②「日本において難民認定申請数が多い10カ国に係る主要庇護国での庇護状況」	32
統計資料③「難民関連訴訟」	34
統計資料④「難民認定数等の推移」	35

# 第7次出入国管理政策懇談会における「収容・送還に関する専門部会（仮称）」の開催について

令和元年9月  
出入国在留管理庁

## 1 趣旨

かねてより退去強制令書の発付を受けたにもかかわらず、様々な理由により、送還を忌避する者が相当数存在しており、実務上、迅速な送還の実現に対する大きな障害となっている。

そして、このような送還忌避者の中には、法律上、難民認定手続中は一律に送還が停止されることに着目し、この送還の停止を目的に申請していると思われる濫用・誤用的な難民認定申請者も少なからず見受けられ、これに対する適切な対応の必要性もかねてより指摘されているところである。

送還忌避者の増加は、我が国にとって好ましからざる外国人を強制的に国外に退去させるという退去強制制度の趣旨を没却するばかりか、退去強制を受ける者の収容の長期化の主要な要因ともなっている。

そして、送還忌避者の増加や収容の長期化が適正な出入国管理行政を害するものであることは明らかであることから、これらを防止する方策やその間の収容の在り方を検討することは、出入国管理行政にとって喫緊の課題である。

そこで、これら送還忌避者の収容・送還に関する問題を解決するため、今後、入管当局が採るべき具体的な方策について、現状や課題を踏まえつつ、専門的知見を有する有識者や実務者の方々に御議論いただくこととし、出入国管理政策懇談会に専門部会を設置することとしたい。

## 2 検討課題

送還忌避者の増加や収容の長期化を防止するための方策

## 3 専門部会のメンバー

メンバーは検討中

## 4 今後の進め方

専門部会の開催期間については、令和元年9月から令和2年3月頃までの約6か月間とし、月1回又は2回ほど開催の上、同月までには政策懇談会に最終報告を行うことを目標とする。

名 簿

(委員)

部会長	やす とみ 安 富	きよし 潔	慶応義塾大学名誉教授
	あか し 明 石	じゆん いち 純 一	筑波大学大学院人文社会科学研究所准教授
	おお はし 大 橋	ひで お 秀 夫	医師
	かわ むら 川 村	ま り 真 理	杏林大学総合政策学部教授
	たか はし 高 橋	なお や 直 哉	中央大学大学院法務研究科教授
	た か や 高 宅	しげる 茂	日本大学危機管理学部教授
	てら わき 寺 脇	かず みね 一 峰	弁護士
	の ぐち 野 口	き く み 貴 公 美	一橋大学大学院法学研究科教授
	みや ざき 宮 崎	しん 真	弁護士
	やな せ 柳 瀬	ふさ こ 房 子	特定非営利活動法人難民を助ける会会長

(オブザーバー)

	かわ うち 川 内	とし つき 敏 月	国連難民高等弁務官駐日事務所副代表
--	--------------	--------------	-------------------

(敬称略・50音順)

# 送還忌避者の実態について

## 出入国在留管理庁

令和元年10月1日

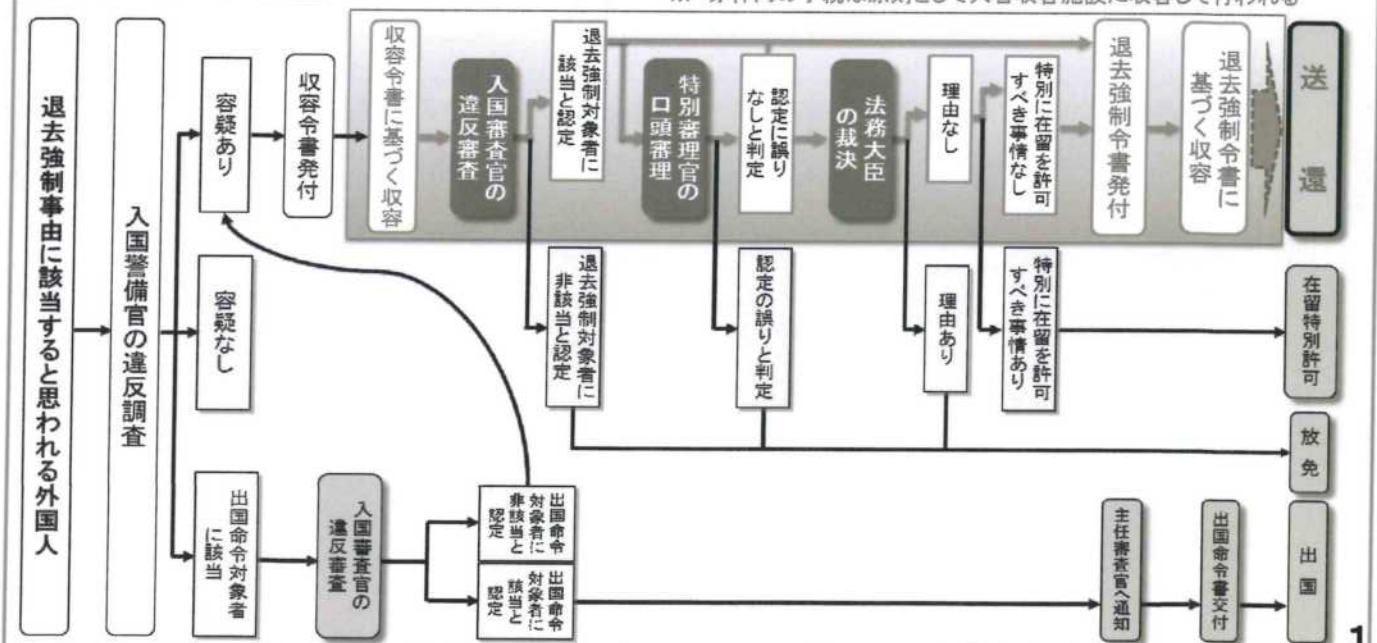
### 送還忌避被收容者の実態①

#### 1 送還忌避者

令和元年6月末現在、退去強制令書の発付を受け、收容中の者は1147人、仮放免中の者は2303人となっている。被收容者のうち送還を忌避する者は858人(75%)おり、これらの者は、入国審査官、特別審理官及び法務大臣による慎重な審査を経て、退去強制対象者に該当すると判断され、かつ、特別に在留を許可すべき事情がないため法務大臣による在留特別許可が付与されずに退去強制処分を受けた者であり、もはや退去強制手続において採り得る手段はなく、速やかに送還することが求められているにもかかわらず、法律上又は事実上の作為・不作為により日本からの退去を拒んでいる被收容者である。

#### 退去強制手続の流れ

※ 赤枠内の手続は原則として入管收容施設に收容して行われる



## 送還忌避被收容者の実態②

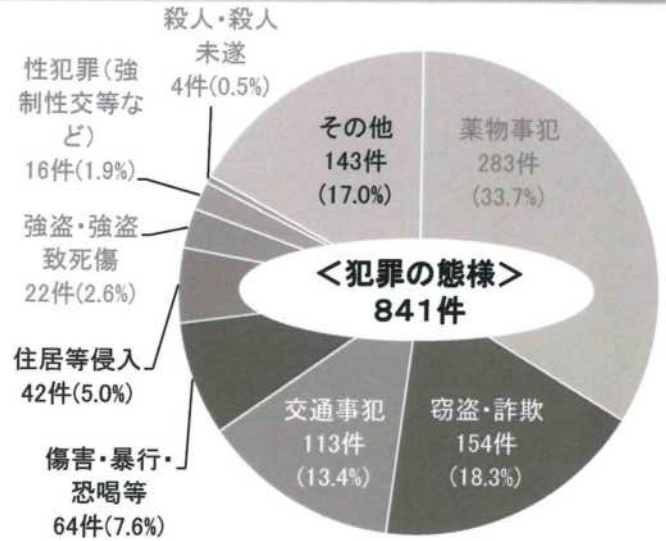
### 2 犯罪状況等

令和元年6月末現在の送還忌避被收容者858人のうち366人(43%)が有罪判決を受けており、うち84人(10%)が仮放免中の犯罪により有罪判決を受けている。

また、189人(22%)が退去強制処分を複数回受けているほか、152人(18%)が仮放免中の逃亡や条件違反により仮放免が取り消された上で再收容されており、これらの者の総数は492人(57%)である(重複分を除く。)

犯罪の態様は、殺人、強盗、強姦性交等などの凶悪犯罪もあるほか、薬物事犯、窃盗・詐欺、交通事犯の順で多くなっている。

区分	国籍	送還忌避被收容者	有罪判決を受けた者	退去強制処分複数回有	仮放免取消歴有
1	イラン	101	74	31	20
2	スリランカ	82	18	8	17
3	ブラジル	75	70	22	16
4	フィリピン	69	17	8	9
5	ナイジェリア	56	33	21	10
6	中国	52	19	13	6
7	トルコ	49	12	13	7
8	ペルー	45	24	12	9
9	パキスタン	41	13	12	9
10	ミャンマー	39	3	3	8
	その他	249	83	46	41
	計	858	366	189	152



※1 数値はR1.6末現在の集計(速報値) ※2 入管法違反を除く ※3 罪種別は同一人の異なる罪名をそれぞれ計上している

我が国で罪を犯し刑事罰を科された者や退去強制処分歴又は仮放免取消歴を有する者を仮放免することは、我が国の安全・安心を確保する観点から認めるべきではなく、一刻も早い送還を期すべき。

2

## 送還忌避被收容者の実態③

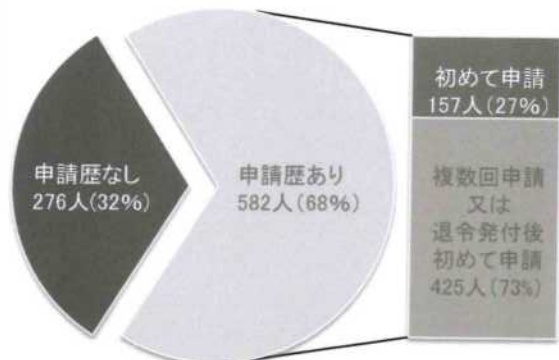
### 3 難民認定申請関係

令和元年6月末現在の送還忌避被收容者858人のうち582人(68%)が難民認定申請を行ったことがある。

そのうち、複数回申請に及んでいる者は303人(52%、最多5回)、退去強制令書の発付後に初めて難民認定申請した者は205人(35%)であり、これらの者の総数は425人(73%)である(重複分を除く。)

区分	①難民認定申請を行ったことがある者		②複数回の難民認定申請を行ったことがある者		③退去強制令書発付後に初めて難民認定申請した者		
	国籍	人数	人数	①に占める割合	人数	①に占める割合	
1	イラン	85	84%	25	29%	42	49%
2	スリランカ	79	96%	39	49%	26	33%
3	トルコ	48	98%	31	65%	2	4%
4	ナイジェリア	43	77%	22	51%	22	51%
5	ミャンマー	38	97%	32	84%	3	8%
	その他	289	54%	154	53%	110	38%
	計	582	68%	303	52%	205	35%

送還忌避被收容者858人の難民認定申請歴



※ 数値はR1.6末現在の集計(速報値)

法律上、難民認定手続中は一律に送還が停止されることに着目して、申請に及んでいる者が一定数存在することが考えられ、こうした難民認定制度の濫用的利用者の存在は、早期送還にとって大きな支障となっている。

## 被退令仮放免者の実態①

令和元年6月末現在の被退令仮放免者数は2303人であり、これらの者は、本来であれば直ちにその国籍国へ送還すべきであるが、送還忌避被收容者と同じく、濫用的に難民認定申請に及び、送還を停止させるなどしており、送還が滞っている状況にある。

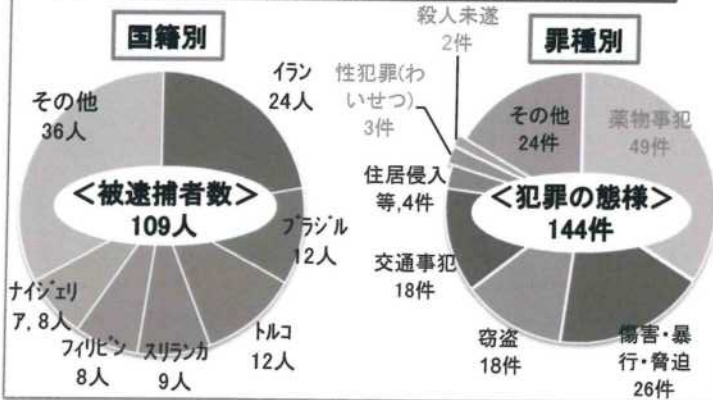
平成30年1月から令和元年6月末までに、警察等から逮捕(入管法違反を除く。)された旨通報があった被退令仮放免者は109人で、国籍別ではイランが24人と最も多く、次いでブラジル、トルコの各12人の順である。

また、罪種別では、凶悪犯(殺人未遂)が2件、性犯罪(わいせつ)が3件あるほか、薬物事犯が49件と最も多く、次いで粗暴犯(傷害、暴行等)が26件、窃盗犯、交通事故の各18件の順である。

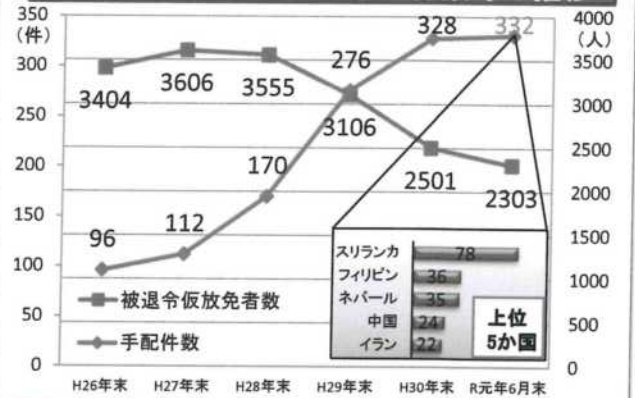
### 【被退令仮放免者】

退去強制令書の発付を受けた後、病気その他やむを得ない事情があるために、一時的に收容を解かれた者

### 仮放免中の逮捕事案(H30.1-R1.6末)



### 仮放免中の逃亡による手配件数等の推移



仮放免中に犯罪を犯した者が相当数存在するほか、仮放免中に逃亡して所在不明となっている者は332人(令和元年6月末現在の被手配者数)と増加しており、国民の安心・安全を脅かしかねない状況にある。

4

## 被退令仮放免者の実態②

～被退令仮放免者が関与した社会的耳目を集めた事件～

### 【事例1】名古屋イラン人集団暴行死事件

- 発生年月:平成27年12月
- 加害者:イラン人4人  
(被退令仮放免者3人, 不法残留者1人)
- 被害者:イラン人1人
- 事件概要

名古屋市中川区路上において、被害者の運転する乗用車が前後を乗用車で挟み撃ちする形で停車させられた後、前後車両から降車した5～6人の外国人と思われる者に金属バットや刃物で被害者が襲撃された。被害者は近隣のコンビニに助けを求め、救急搬送されたが、出血性ショックで死亡した。

### 【事例2】群馬伊勢崎ペルー人刺殺事件

- 発生年月:平成28年1月
- 加害者:ペルー人1人(被退令仮放免者)
- 被害者:ペルー人1人
- 事件概要

被害者は、同国人の知人によって群馬県伊勢崎市内の病院に血まみれのまま救急搬送されたが、その後死亡。捜査の結果、被害者の兄である加害者が行方不明であることが判明したが、加害者が伊勢崎警察署に出頭し、逮捕された。

### 【事例3】茨城土浦フィリピン人殺人未遂事件

- 発生年月:平成28年11月
- 加害者:イラン人1人(被退令仮放免者)
- 被害者:フィリピン人1人
- 事件概要

茨城県土浦市の駅ビルに入居するファミリーレストランにおいて、子どもの親権をめぐるトラブルとなっていた内縁関係の被害者女性と口論になり、加害者が液体のようなものをかけて火が付き、2人ともに全身やけどを負った事件。そのまま救急搬送され、意識不明の重体となっていたが、その後、加害者は熱傷性ショックで死亡した。

### 【事例4】神奈川県警警察官殺人未遂事件

- 発生年月:平成29年6月
- 加害者:ラオス人1人(被退令仮放免者)
- 被害者:神奈川県警警察官1人
- 事件概要

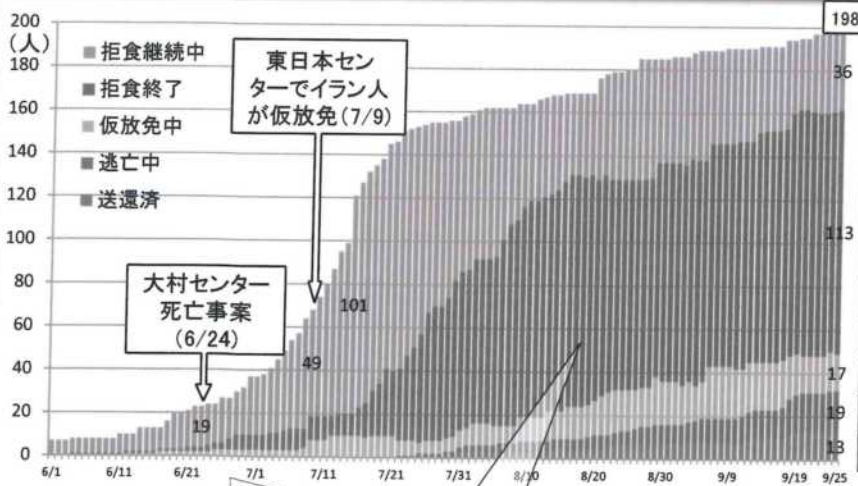
神奈川県綾瀬市路上において、加害者が同居女性と自宅でトラブルになり、神奈川県警大和署に一般通報後、臨場した警察官の胸部を、自宅にあったサバイバルナイフで突いて殺害しようとした事件。加害者はその場で制圧逮捕された。なお、警察官は防刃防護服を着用していたため無事であった。

5

5

## 拒食事案について

全国の収容施設で、国籍国が身柄の引き取りを拒否し、その送還が困難となっているイラン人を中心に、仮放免許可を求めて、官給食を含む飲食物の摂食拒否(拒食)が発生・拡大している。



【拒食者の犯罪状況】

順位	国籍	拒食者	有罪判決を受けた者	割合	うち実刑3年以上
1	イラン	59	44	75%	33
2	トルコ	20	6	30%	0
2	スリランカ	20	2	10%	1
4	ブラジル	13	13	100%	4
5	ペルー	11	8	73%	2
5	パキスタン	11	5	45%	1
	その他	64	32	50%	7
	計	198	110	56%	48

※ 数値はR1.9.25現在の速報値

医師の診察及び入国警備官による健康状態等の確認の徹底に係る指示(6/25,28)

指導・説得に応じ摂食を再開した者もいる中、仮放免許可する旨を告知した者は、その後全員が摂食を再開

拒食者に対しては、摂食指導や説得を継続するとともに、医師の診察等により体調を確実に把握するなどして、適切に対処しているが、医学的な措置を全て拒否する拒食者について、健康状態に著しい悪化が認められる場合には、当該被収容者をめぐる諸般の事情を総合的に考慮して仮放免することもある。

このような状況の下、これまでに被仮放免者の逃亡事案が19件発生している(9/25現在)。

拒食や治療拒否により生命に現に危険が生じている被収容者に対しては、最後の手段として採り得る緊急的措置として、強制的治療を行うことが可能となるよう体制を整備すべき

2019年11月11日

第2回 収容・送還に関する専門部会

「送還を促進するための措置の在り方」に関する提言

川村 真理

(1) 退去強制令書の発付を受けた者に対する自発的な出国を促すために考えられる運用上又は法整備上の措置について

1) 出国前リスク評価（再レビュー）の導入による保護の明確化＋出国促進（運用上の措置）

①送還先に関する本人の意向および「送還することができないとき」の確認手続の追加  
主任審査官による退去強制令書発付の後、第52条に従い入国警備官が退去強制令書の執行を行う際、送還先に関して、退去強制令書の発付を受けた者に意向を確認する手続を執ることとする。

その際、本人がいずれの国にも送還先がない旨を申立てた場合、第53条2項の「送還することができないとき」又は同条3項各号に該当するか否かを判断する。

②「送還することができないとき」の明確化

第53条3項各号は、送還先に含まない国を明示しているが、これらは同条2項の「送還することができないとき」の例示列挙であり、その他の場合として、自由権規約6条の適用が想起される。すなわち、送還した場合、紛争、死刑等生命に対する権利の侵害にさらされるおそれがある場合である（大阪高裁平27年11月27日判決参照）。加えて、自由権規約7条の適用、即ち、送還した場合、拷問および非人道的な取扱い、FGM、PTSD等精神疾患、弱者への配慮を欠いた取扱い等により真のリスクにさらされるおそれがある場合についても、「送還することができないとき」に当たると解するよう検討し、判断要素の明確化が望まれる。加えて、後述のカナダの事例のように、送還先の一般的状況のため送還の延期や一時的な停止の措置も検討に値すると思われる。

これまで、送還先の指定は、主任審査官の裁量とされていたが、その判断要素を明確化し、また退去強制令書の執行にあたり、本人に意向確認を必ず行い、再度「送還することができないとき」に関する評価を行うプロセスを踏み、保護対象者と退去強制対象者を明示することで、より説得的に、かつ強い姿勢で出国を促進することにつながると思料される。

\*送還先について、意向を確認する手続は運用上の措置として導入できると思料されるが、運用上で対応できない問題がある場合は、法整備上の措置も検討する必要がある。

③第52条6項の特別放免の適用

上述のプロセスにより「送還することができない」と判断された者については、第52条6項の特別放免を適用する。

④ ①～③の関連事項―保護対象の明確化について―

(第50条法務大臣の裁決による特別に在留を許可すべき事情の追加)  
退去強制令書発付後の再レビューにおける「送還することができないとき」の明確化に關連し、第50条の法務大臣の裁決の特例、即ち、在留特別許可については、すでにガイドラインがあるが、そのうち、積極的要素にあたる「その他人道的配慮を必要とするなど特別な事情があること」について、判断要素のさらなる明確化として、上述の②に列挙した要素の追加を検討する必要があると思料される。また、これらの判断要素は、入国警備官の違反調査、入国審査官の違反審査、特別警備官の口頭審理においても同様に追加の検討がなされる必要がある。加えて、第61条2の2に基づく難民認定手続における在留資格に係る許可においても同様に判断要素の検討がなされる必要がある。

このように、判断要素を明確化し、それに基づき説得的な判断理由を示すことは、送還の促進と表裏一体であると思料される。

2) 参照事例―カナダ―

<http://www.cbsa.gc.ca/security-secure/rem-rem-eng.html> as of 06 Nov 2019

- ・保護の申立：出国前リスク評価の申請手続
- ・送還延期 (Administrative deferral of removals(ADR))：  
人道的危機状況によって一時的に送還を延期する措置。  
犯罪、安全上の理由等により在留が認められない者については、送還されうる。  
ADR 適用送還先国：ソマリア・ガザ地区・シリア・マリ・中央アフリカ・南スーダン・リビア・イエメン・ブルンジ・ベネズエラ・ハイチ
- ・送還一時停止 (Temporary suspension of removals(TSR))：  
一般的状況（紛争、災害等）が一般市民をリスクにさらす場合、送還を停止する措置。

犯罪、安全上の理由等により在留が認められない者については、送還されうる。

TSR 適用送還先国：アフガニスタン・コンゴ民主共和国・イラク

・ADR および TSR によって送還することができない場合：就労・留学の申請資格あり

3) 早期出国+日本での再稼働への資格取得（再チャレンジ）の許可（運用上の措置）

退去強制令書に基づく収容が長期に及んでいる者の中には、犯罪歴がなく、日本語能力が高く、一定の技能を有している者もいると思われる。そこで、そのような者に、本邦に



において特定技能（建設、農業等が想定される）等の受験資格取得を許可し、合格すれば、即時出国、一定期間送還先国で滞在した後、特定技能等の在留資格によって日本で再チャレンジすることを認めれば、早期出国の促進の一助となる。これは、現在運用上実施されている、日本人配偶者の場合に準じた方策を想定しており、第5条2の適用により送還先国において1年程度滞在した後、上陸許可処分とするものである。ただし、特定技能等の試験に合格すれば即時出国することが再チャレンジの条件であり、このプロセスに従わなかった場合は、再チャレンジも認められず、早期出国につながると思料される。また、他の文脈ではあるが、本年新設された特定技能の在留資格取得者数の増員への貢献も見込まれる。

(2) 送還の回避を目的とする濫用・濫用的な難民認定申請に対する運用上又は法整備上の措置

現在行われている振分けによる迅速手続の運用上の措置の改善に加えて、法整備上の措置として、実体審査の前に許容性 (admissibility) 審査を加えることを検討することと提言する。その際に、難民認定制度は現在在留許可も同時に判断していることも勘案し、法整備の検討の際には、国際慣習法として認められているノン・ルールマン原則（難民条約のみならず人権条約等の規定を含む）遵守のため、保護対象の明確化および迅速処理についても一括して法整備の対象とすべきである。

#### 1) 運用上の措置

①保護対象の明確化および不認定処分の取得性の向上（インタビュー・通知書・決定書の質の向上）

難民条約上の難民、補完的保護対象者、人道配慮による在留許可対象者、送還できない者について我が国の判断要素を明確化し、すべての関係者に周知徹底することが重要である。また、事実認定、蓋然性評価にかかるインタビューおよび通知書又は決定書にある不認定処分が申請者にとって十分納得いく内容であれば、申請者も複数回申請を断念しうる要因となる。そのため、現行の運用の中でさらに質の向上を図る方策を検討すべきである。

②迅速処理の加速化および収容施設内の超迅速処理導入

B案件のみならずC案件の迅速処理の加速化をめざしさらなる方策をとる必要がある。特に、収容施設内の申請処理期間が相当に長期に及んでいることは大きな問題である。例えば、東日本入国管理センター、西日本入国管理センターに難民申請担当職員を配置、難民審査参与員のうち、2つのセンター専属担当班を設置する等、収容施設内の難民申請の超迅速処理のための方策をとる必要がある。

③申請時の手続説明・申請方法の再検討

申請時において、難民認定制度について十分に説明し、申請時において濫用・濫用的申請がないように対応する。

申請方法についても、濫用・濫用的申請が起きないような方法を検討する。

そのためには、難民認定制度においては、難民該当以外にも補完的保護、人道配慮の在留許可、送還できない者といった国際的保護が必要な人々も含めて判断しているの、国際的保護の必要な人々とはどのような人々なのかを、すべての職員が十分理解していることが必要である。

#### 2) 法整備上の措置

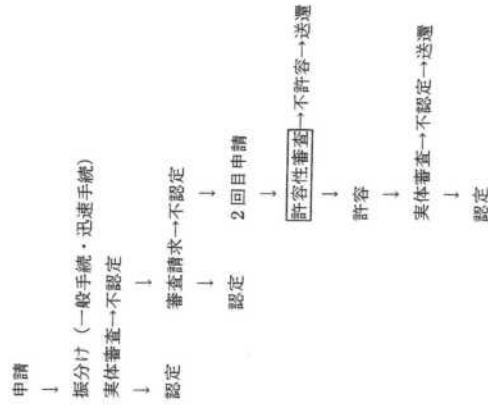
##### ①保護対象の明記

上述のとおり、難民認定制度は、在留許可判断が関わっているため、難民条約上の難民とはどのように解釈するのか、加えて補完的保護対象者、人道配慮の在留許可対象者、送還することができない者とはどのような者をいうのかを明確に規定することが保護又は送還の判断の迅速化、適正化および関連措置の強化につながる。

②一般手続と迅速手続の区別に加え、申請の許容性審査の導入

現在運用上展開している、振分けと申請時の制度説明をさらに発展させた形で制度化することも検討する必要がある。

イメージ図



不許容の要件：難民、補完的保護対象者・人道配慮の在留許可・送還できない者のいずれ

かに該当すると主張する新たな関連要素がないもの

③参照

<欧州の国際的保護手続>

Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council establishing a common procedure for international protection in the Union and repealing Directive 2013/32/EU-COM(2016)467 final Brussels, 13.7.2016  
Article 36

#### **Decision on the admissibility of the application**

1. The determining authority shall assess the admissibility of an application in accordance with the basic principles and guarantees provided for in Chapter II, and shall reject an application as inadmissible where any of the following grounds applies:

(a) a country which is not a Member State is considered to be a first country of asylum for the applicant pursuant to Article 44, unless it is clear that the applicant will not be admitted or readmitted to that country;

(b) a country which is not a Member State is considered to be a safe third country for the applicant pursuant to Article 45, unless it is clear that the applicant will not be admitted or readmitted to that country;

(c) the application is a subsequent application, where no new relevant elements or findings relating to the examination of whether the applicant qualifies as a beneficiary of international protection in accordance with Regulation (EU) No XXX/XXX (Qualification Regulation) or relating to the inadmissibility ground previously applied have arisen or have been presented by the applicant

(d) a spouse or partner or accompanied minor lodges an application after he or she had consented to have an application lodged on his or her behalf, and there are no facts relating to the situation of the spouse, partner or minor which justify a separate application.

2. An application shall not be examined on its merits in the cases where an application is not examined in accordance with Regulation (EU) No XXX/XXX (Dublin Regulation), including when another Member State has granted international protection to the applicant, or where an application is rejected as inadmissible in accordance with paragraph 1.

3. Paragraph 1(a) and (b) shall not apply to a beneficiary of subsidiary protection who has been resettled under an expedited procedure in accordance with Regulation (EU) No XXX/XXX (Resettlement Regulation).

4. Where after examining an application in accordance with Article 3(3)(a) of Regulation (EU) No XXX/XXX (Dublin Regulation), the first Member State in which

the application is lodged considers it to be admissible, the provision of paragraph 1(a) and (b) need not be applied again by the Member State responsible.

5. Where the determining authority *prima facie* considers that an application may be rejected as manifestly unfounded, it shall not be obliged to pronounce itself on the admissibility of the application.

#### **Article 4**

##### **Definitions**

2. In addition to paragraph 1, the following definitions apply:

(i) 'subsequent application' means a further application for international protection made in any Member State after a final decision has been taken on a previous application including cases where the application has been rejected as explicitly withdrawn or as abandoned following its implicit withdrawal;

#### **Article 9**

##### **Right to remain pending the examination of the application**

1. Applicants shall have the right to remain in the Member State responsible, for the sole purpose of the procedure, until the determining authority has taken a decision in accordance with the administrative procedure provided for in Chapter III.

2. The right to remain shall not constitute an entitlement to a residence permit and it shall not give the applicant the right to travel to the territory of other Member States without authorisation as referred to in Article 6 of Directive XXX/XXX/EU (Reception Conditions Directive).

3. The responsible authorities of Member States may revoke the applicant's right to remain on their territory during administrative procedure where:

(a) a person makes a subsequent application in accordance with Article 42 and in accordance with the conditions laid down in Article 43;

(b) a person is surrendered or extradited, as appropriate, to another Member State pursuant to obligations in accordance with a European arrest warrant<sup>1</sup> or to a third country or to international criminal courts or tribunals.

4. A Member State may extradite an applicant to a third country pursuant to paragraph 3(b) only where the determining authority is satisfied that an extradition decision will not result in direct or indirect *refoulement* in breach of the international

<sup>1</sup> Council Framework Decision 2002/584/JHA of 13 June 2002 on the European arrest warrant and the surrender procedures between Member States (OJ L 190, 18.7.2002, p.1).

and Union obligations of that Member State.

#### Article 42

##### **Subsequent applications**

1. After a previous application had been rejected by means of a final decision, any further application made by the same applicant in any Member State shall be considered to be a subsequent application by the Member State responsible.
2. A subsequent application shall be subject to a preliminary examination in which the determining authority shall establish whether relevant new elements or findings have arisen or have been presented by the applicant which significantly increase the likelihood of the applicant qualifying as a beneficiary of international protection by virtue of Regulation (EU) No XXX/XXX (Qualification Regulation) or which relate to the reasons for which the previous application was rejected as inadmissible.
3. The preliminary examination shall be carried out on the basis of written submissions and a personal interview in accordance with the basic principles and guarantees provided for in Chapter II. The personal interview may be dispensed with in those instances where, from the written submissions, it is clear that the application does not give rise to relevant new elements or findings or that it is clearly without substance and has no tangible prospect of success.
4. A new procedure for the examination of the application for international protection shall be initiated where:
  - (a) relevant new elements or findings as referred to in paragraph 2(a) have arisen or have been presented by the applicant;
  - (b) the applicant was unable, through no fault on his or her own part, to present those elements or findings during the procedure in the context of the earlier application, unless it is considered unreasonable not to take those elements or findings into account.
5. Where the conditions for initiating a new procedure as set out in paragraph 4 are not met, the determining authority shall reject the application as inadmissible, or as manifestly unfounded where the application is so clearly without substance or abusive that it has no tangible prospect of success.

#### Article 43

##### **Exception from the right to remain in subsequent applications**

Without prejudice to the principle of *non-refoulement*, Member States may provide an exception from the right to remain on their territory and derogate from Article 54(1).

where:

- (a) a subsequent application has been rejected by the determining authority as inadmissible or manifestly unfounded;
  - (b) a second or further subsequent application is made in any Member State following a final decision rejecting a previous subsequent application as inadmissible, unfounded or manifestly unfounded.
- (3) その他送還を促進するための措置  
旅券を発行しない等、送還を受け入れない国に対し、自国民の受け入れを円滑に行うよう外交交渉、条約締結、または国際機関との連携等の措置を通じて、送還を促進するようにする。
- (傍線川村)

資料 5

## 参考資料（論点 1 関係）

令和元年 1 1 月 2 5 日  
第 3 回「収容・送還に関する専門部会」  
出入国在留管理庁

### 直近3年における難民認定・庇護状況①

#### 直近3年(H28～H30)の難民認定状況について

- 直近3年間に難民として認定された者は90人であり、そのうち初回申請によるものは85人、複数回申請によるものは5人である(5人とも2回目)。
- 上記5人が難民として認定された理由は以下のとおりである。

- ・本国情勢の変化・・・2人
- ・配偶者の難民認定・・・2人
- ・新たな事情の申立て・・・1人

	平成28年	平成29年	平成30年	総計
認定数	28	20	42	90
うち初回申請	26	19	40	85
うち複数回申請	2	1	2	5

※数値は速報値。認定数には、難民不服申立ての結果、難民認定された者を含む。

#### 直近3年(H28～H30)の退去強制令書発付後の難民認定状況について

- 直近3年間に難民として認定された者90人のうち、退去強制令書発付後に難民として認定された者は8人であり、その理由は以下のとおりである。

- ・新たな事情の発生(本国情勢の変化等を除く)・・・3人(うち2人は親子)

- ・本国情勢の変化・・・2人
- ・新たな事情の申立て・・・1人
- ・配偶者の難民認定・・・1人
- ・訴訟の結果・・・1人

	平成28年	平成29年	平成30年	総計
認定数	28	20	42	90
うち退令発付処分後	2	1	5	8

※数値は速報値。認定数には、難民不服申立ての結果、難民認定された者を含む。

## 直近3年における難民認定・庇護状況②

### 直近3年(H28～H30)の庇護状況について

■ 直近3年間に難民としては認定されなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認められた者(注)は182人であり、そのうち初回申請によるものは125人、複数回申請によるものは57人である。

■ 上記57人が人道的な配慮を理由に在留を認められた理由は以下のとおりである。

- ・配偶者との婚姻等・・・50人
- ・新たな事情の発生(本国情勢の変化等を除く。)・・・4人(親1人、子3人の家族)
- ・本国情勢の変化・・・1人
- ・病気治療・・・1人
- ・配偶者の人道配慮・・・1人

	平成28年	平成29年	平成30年	総計
人道配慮数	97	45	40	182
うち初回申請	73	31	21	125
うち複数回申請	24	14	19	57

※数値は速報値。人道配慮数には、難民不服申立ての結果、難民とは認定されなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認められた者を含む。

(注) 難民として認定されなかった者についても、例えば本国の情勢等により帰国が困難であり、又は我が国で在留を認めるべき特別な事情があるときは、当該事情を個々に考慮した上で、人道的な配慮として、我が国への在留を特別に認めている。

### 直近3年(H28～H30)の退去強制令書発付後の庇護状況について

■ 直近3年間に難民としては認定されなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認められた者182人のうち、退去強制令書の発付後に在留特別許可された者は85人であり、その理由は以下のとおりである。

- ・配偶者との婚姻等・・・78人
- ・新たな証拠の提出・・・3人
- ・訴訟の結果・・・2人
- ・病気治療・・・1人
- ・新たな事情の申立て・・・1人

	平成28年	平成29年	平成30年	総計
人道配慮数	97	45	40	182
うち退去強制令書発付処分後	40	26	19	85

※数値は速報値。人道配慮数には、難民不服申立ての結果、難民とは認定されなかったものの人道的な配慮を理由に在留特別許可された者を含む。

2

## 世界において庇護申請の多い5か国に係る主要庇護国での庇護状況

■ 我が国においては、難民・避難民の流入が国際問題化している欧州等とは異なり、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)が発表しているグローバル・トレンドズにおいて難民・避難民を大量に生じさせているとされる国の出身者からの難民認定申請が少ない。

■ 出入国在留管理庁においては、申請内容を個別に審査の上、難民と認定すべき者を適正に認定している。

(庇護国)	グローバル・トレンドズ2018							2018年 日本	備考:
	オーストラリア	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン	米国	日本		
ベネズエラ	申請数	N/A	N/A	404	566	120	26,402	2	・左記データのうち、オーストラリア、英国、ドイツ、フランス、スウェーデン及び米国の数値は、UNHCR, 'Global trends 2018 annexes and tables' <a href="https://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/home/opendocAttachment.zip?COMID=5d0a4b624">https://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/home/opendocAttachment.zip?COMID=5d0a4b624</a> から引用しており、「申請数」は「Applied during 2018」, 「条約難民に認定」は「Convention status」, 「不認定」は「Rejected」, 「その他の庇護」は「Complem. Protect. status」, 「認定率」は「Protection rates」の「Ref.status」, 「庇護率」は「Protection rates」の「Total」の数値を記載しています。 ・左記データは、一次審査のみを対象としています。 ・米国はUS Citizenship and Immigration Servicesの結果のみを参照しています。 ・「N/A」は申請が100未満の場合です。 ・「*」は5未満の場合です。 ・「-」は0か参照不可の場合です。 ・日本の欄に記載されている数値は、出入国在留管理庁において集計したもの(速報値)であり、日本の「認定率」は、(条約難民に認定)/(条約難民に認定)+(不認定)+(その他の庇護)、「庇護率」は、[(条約難民に認定)+(その他の庇護)]/[(条約難民に認定)+(不認定)+(その他の庇護)]の数値を記載しています。
	条約難民に認定	N/A	N/A	66	133	*	4,290	0	
	不認定	N/A	N/A	189	182	76	5,507	0	
	その他の庇護	N/A	N/A	27	36	*	-	0	
	認定率	N/A	N/A	23%	38%	1%	44%	0%	
アフガニスタン	申請数	453	2,087	9,942	10,279	608	N/A	7	
	条約難民に認定	1,009	639	1,994	402	1,286	N/A	4	
	不認定	295	806	6,143	2,616	4,549	N/A	13	
	その他の庇護	-	142	4,130	4,542	714	N/A	0	
	認定率	77%	40%	16%	5%	20%	N/A	24%	
シリア	申請数	N/A	919	44,167	4,976	2,504	272	9	
	条約難民に認定	N/A	651	17,503	926	330	395	3	
	不認定	N/A	50	47	302	186	179	3	
	その他の庇護	N/A	*	17,451	2,497	2,493	-	2	
	認定率	N/A	93%	50%	25%	11%	69%	38%	
イラク	申請数	264	3,598	16,333	2,346	1,050	258	3	
	条約難民に認定	942	359	4,249	811	616	268	0	
	不認定	421	1,650	7,364	374	2,621	307	5	
	その他の庇護	-	241	2,022	118	187	-	3	
	認定率	69%	16%	31%	62%	18%	47%	0%	
コンゴ民主共和国	申請数	N/A	189	238	3,977	N/A	601	29	
	条約難民に認定	N/A	48	40	511	N/A	196	13	
	不認定	N/A	182	166	2,857	N/A	229	14	
	その他の庇護	N/A	15	31	104	N/A	-	0	
	認定率	N/A	20%	17%	15%	N/A	46%	48%	

3

## 日本において庇護申請の多い5か国に係る主要庇護国での庇護状況

	(庇護国)	グローバル・トレンドズ2018						2018年	備考:
		オーストラリア	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン	米国	日本	
ネパール	申請数	174	150	N/A	104	N/A	379	1,713	・左記データのうち、オーストラリア、英国、ドイツ、フランス、スウェーデン及び米国の数値は、UNHCR、「Global trends 2018 annexes and tables」 <a href="https://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/home/opensslDocAttachment.zip?COMID=5d0a4b624">https://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/home/opensslDocAttachment.zip?COMID=5d0a4b624</a> から引用しており、「申請数」は「Applied during 2018」、「条約難民に認定」は「Convention status」、「不認定」は「Rejected」、「その他の庇護」は「Complem. Protect. status」、「認定率」は「Protection rates」の「Ref.status」、「庇護率」は「Protection rates」の「Total」の数値を記載しています。 ・左記データは、一次審査のみを対象としています。 ・米国はUS Citizenship and Immigration Servicesの結果のみを参照しています。 ・「N/A」は申請が100未満の場合です。 ・「*」は5未満の場合です。 ・「-」は0か参照不可の場合です。 ・日本の欄に記載されている数値は、出入国在留管理庁において集計したもの(速報値)であり、日本の「認定率」は、(条約難民に認定)/(条約難民に認定)+(不認定)+(その他の庇護)、「庇護率」は、[(条約難民に認定)+(その他の庇護)]/[(条約難民に認定)+(不認定)+(その他の庇護)]の数値を記載しています。
	条約難民に認定	-	*	N/A	5	N/A	82	0	
	不認定	80	80	N/A	79	N/A	447	1,759	
	その他の庇護	-	7	N/A	*	N/A	-	0	
	認定率	0%	1%	N/A	6%	N/A	16%	0%	
庇護率	0%	9%	N/A	10%	N/A	16%	0%		
スリランカ	申請数	451	609	319	1,474	N/A	195	1,551	
	条約難民に認定	562	60	46	180	N/A	29	0	
	不認定	1,801	670	366	1,627	N/A	153	1,080	
	その他の庇護	-	8	25	71	N/A	-	3	
	認定率	24%	8%	11%	10%	N/A	16%	0%	
庇護率	24%	9%	16%	13%	N/A	16%	0%		
カンボジア	申請数	165	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	961	
	条約難民に認定	-	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	0	
	不認定	18	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	273	
	その他の庇護	-	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	0	
	認定率	0%	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	0%	
庇護率	0%	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	0%		
フィリピン	申請数	318	118	N/A	N/A	N/A	141	860	
	条約難民に認定	-	*	N/A	N/A	N/A	15	0	
	不認定	13	67	N/A	N/A	N/A	88	2,664	
	その他の庇護	-	5	N/A	N/A	N/A	-	0	
	認定率	0%	3%	N/A	N/A	N/A	15%	0%	
庇護率	0%	9%	N/A	N/A	N/A	15%	0%		
パキスタン	申請数	657	2,582	2,211	2,112	343	626	720	
	条約難民に認定	676	416	117	47	44	310	0	
	不認定	536	1,791	2,479	2,554	142	303	164	
	その他の庇護	-	38	73	47	-	-	5	
	認定率	56%	19%	4%	2%	24%	51%	0%	
庇護率	56%	20%	7%	4%	24%	51%	3%		

4

## 難民の適正・迅速な保護の推進のための取組

参考

※平成31年4月「出入国在留管理基本計画」より抜粋・要約

### これまでの主な取組

#### ア 難民認定制度の運用の見直し

「第6次出入国管理政策懇談会」及び「難民認定制度に関する専門部会」から2014年12月に提出された報告書の提言を踏まえ、2015年9月、「難民認定制度の運用の見直しの概要」を公表。

##### ① 保護対象、認定判断及び手続の明確化

- ・ 2016年以降の報道発表において、難民認定事例、難民不認定事例及び人道配慮事例を公表し、判断のポイントを明示
- ・ 2017年3月から、親を伴わない年少者等の難民認定手続において、インタビューの際に弁護士等の立会を試行

##### ② 難民認定行政に係る体制・基盤の強化

- ・ UNHCRの協力を得て、各種研修の内容の充実を図るなどして難民調査官等の育成・能力向上
- ・ 出身国情報担当官を複数人指名し、UNHCRの協力の下、出身国情報の収集・共有体制を強化

##### ③ 難民認定制度の濫用・誤用的な申請に対する適切な対応

- ・ 2015年9月から、難民条約上の迫害理由に明らかに該当しない事情を主張するなど濫用・誤用的な申請について、手続の初期段階で振分けを行い、申請人が十分主張を行う機会を確保しつつ、迅速処理を行うとともに、事案に応じて就労制限・在留制限措置を実施
- ・ 申請の振分けについて、案件処理の適正性確保の観点から、外部の専門家で構成される有識者会議による検証を実施

#### イ 入管法施行規則の改正による制度の見直し

2017年6月、入管法施行規則を改正し、難民認定に係る法務大臣の権限を地方入管局長に委任、再申請用の申請書様式を新設

#### ウ 難民認定制度の運用の更なる見直し

2018年1月から、正規在留中に申請した者の在留資格「特定活動」に関する運用を含む難民認定制度の運用の更なる見直しを実施

### 今後の対応方針

#### ア 真に庇護を必要とする者の迅速かつ確実な保護のための取組

- ・ 難民該当性の的確な解釈による保護対象の明確化
- ・ 待避機会としての在留許可対象の明確化の検討
- ・ 脆弱な申請者へのインタビュー時の代理人等立会の検討
- ・ 濫用・誤用的申請の抑制策の効果を踏まえた更なる対策の検討(再申請事由の制限、送還停止効果の例外等)

#### イ 第三国定住による難民の受入れ

(略)

5

## 在留特別許可の推移について

	①違反審査の受理 件数	②異議申出件数(括弧内 は①と比較した割合)	③在留特別許可数(括弧内 は②と比較した割合)
平成21年	32,661件	6,876件(21%)	4,643件(68%)
平成22年	24,213件	7,949件(33%)	6,359件(80%)
平成23年	20,659件	8,389件(41%)	6,879件(82%)
平成24年	15,178件	6,952件(46%)	5,336件(77%)
平成25年	11,428件	4,226件(37%)	2,840件(67%)
平成26年	10,676件	3,596件(34%)	2,291件(64%)
平成27年	12,272件	3,163件(26%)	2,023件(64%)
平成28年	13,361件	3,078件(23%)	1,552件(50%)
平成29年	13,686件	2,522件(18%)	1,255件(50%)
平成30年	16,269件	2,128件(13%)	1,371件(64%)

(注1)出典:出入国管理統計年報

(注2)各数値は、当該年の新規の件数のみを計上。

(注3)括弧内の割合(%)は、出入国在留管理庁が算出したもの。

6

## 出入国在留管理関係訴訟について

### 概況

■ 出入国在留管理庁に係る行政訴訟等(以下「出入国在留管理関係訴訟」という。)は、我が国に不法滞在等する外国人に対して発付された退去強制令書発付処分の取消しを求める訴訟や難民不認定処分の取消しを求める訴訟がその大半を占めている。

出入国在留管理関係訴訟(本案事件)受理・終了件数の推移

(件)

		平成28年	平成29年	平成30年
受 理	総 数	277	274	231
	行政事件			
	退去強制手続関係 取消請求・無効確認等	205	196	167
	在留審査関係不許可処分 取消請求・無効確認等	15	19	17
	在留資格認定証明書不交付処分 取消請求・無効確認等	1	1	1
	難民認定手続関係 取消請求・無効確認等	50	51	30
	そ の 他	3	2	5
	小 計	274	269	220
	民 事 事 件	3	3	11
	人 身 保 護 請 求 事 件	0	2	0
終 了	総 数	344	320	306
	うち国の敗訴が確定した件数(注)	8	6	12

(注)国の敗訴が確定した判決の概要は別紙のとおり

※平成30年は速報値

7

資料 4

# 参考資料

令和元年12月12日  
第4回「収容・送還に関する専門部会」  
出入国在留管理庁

## 難民認定申請（一次審査）の未処理数とその状況について

令和元年9月末現在における難民認定申請の未処理数と初回申請・複数回申請の別及びその主な国籍

※ 数値はいずれも速報値

		未処理数	
	初回申請	16,820	
	複数回申請	740	
	総数	17,560	

↳ (初回申請の上位20カ国)
↳ (複数回申請の上位20カ国)

No	国籍	人数	No	国籍	人数	No	国籍	人数	No	国籍	人数
1	スリランカ	3,149	11	ウガンダ	237	1	トルコ	175	11	ウガンダ	16
2	カンボジア	2,664	12	セネガル	222	2	ミャンマー	99	11	ベトナム	16
3	ミャンマー	1,823	13	ナイジェリア	177	3	スリランカ	70	13	インド	14
4	インド	1,525	14	フィリピン	135	4	イラン	53	13	中国	14
5	トルコ	1,424	15	ガーナ	130	5	ナイジェリア	45	15	ギニア	10
6	パキスタン	1,420	16	チュニジア	104	6	パキスタン	41	15	フィリピン	10
7	バングラデシュ	1,250	17	ギニア	85	6	バングラデシュ	41	17	セネガル	7
8	ネパール	1,052	18	ブルキナファソ	66	8	ネパール	36	17	ペルー	7
9	カメルーン	394	19	コンゴ民主共和国	58	9	ガーナ	26	19	マリ	5
10	中国	324	19	モンゴル	58	10	カメルーン	18	20	エチオピア	4
									20	コンゴ民主共和国	4



# 審査請求（不服申立て）の未処理数とその状況について

令和元年9月末現在における審査請求（注1）の未処理数と初回申請・複数回申請（注2）の別及びその主な国籍

※ 数値はいずれも速報値

						未処理数							
						初回申請							
						複数回申請							
						総数							
〈初回申請の上位20カ国〉									〈複数回申請の上位20カ国〉				
No	国籍	人数	No	国籍	人数	No	国籍	人数	No	国籍	人数		
1	ネパール	2,831	11	中国	165	1	トルコ	523	11	ガーナ	40		
2	スリランカ	1,799	12	イラン	152	2	ネパール	232	12	ウガンダ	31		
3	トルコ	997	13	ナイジェリア	116	3	ミャンマー	222	13	コンゴ民主共和国	21		
4	フィリピン	993	14	チュニジア	78	4	スリランカ	130	14	フィリピン	19		
5	ミャンマー	787	15	ガーナ	68	5	パキスタン	102	15	中国	16		
6	インドネシア	661	16	ウガンダ	56	6	バングラデシュ	90	16	エチオピア	15		
7	バングラデシュ	389	17	ベトナム	55	7	インド	78	17	インドネシア	9		
8	パキスタン	376	18	カメルーン	40	8	ナイジェリア	49	18	ベトナム	8		
9	カンボジア	333	18	コンゴ民主共和国	40	9	カメルーン	48	19	セネガル	7		
10	インド	267	20	セネガル	23	10	イラン	47	19	ペルー	7		

(注1) 難民の認定をしない処分に対する不服申立ては、平成28年4月1日に施行された改正入管法により、従来の「異議申立て」から「審査請求」に改められた。以下、「審査請求」には「異議申立て」も含む。

(注2) 初回申請・複数回申請は難民認定申請（一次審査）の申請回数によるもの

資料 2

## 諸外国における収容・送還に関する法制度

---

令和 2 年 1 月 2 8 日

第 6 回 「収容・送還に関する専門部会」

出入国在留管理庁

# 諸外国における送還・収容に関する法制度

	米国	英国	フランス	ドイツ	オーストラリア	韓国	日本
<b>送還関係</b>							
退去強制処分を決定する機関	・移民審判官(司法省の下部組織である移民審査事務局所属の審判官)	・内務大臣(有効な滞在許可を有しない者等の処分については入国管理官も決定可能)	・県知事(パリにおいては警視總監)(内務大臣が行う場合あり)	・各州の内務省外国人局(例外的に連邦難民庁が行う場合あり)	・内務省等の担当官	・地方出入国・外国人官署の長	・地方出入国在留管理官署の主任審査官(入国審査官)
退去強制の方法 (対象者自ら退去させるものか、対象者を実力で送還するものか等)	・対象者に退去を命じ、退去の義務を課すもの ・退去命令が確定すれば、退去期限(原則退去命令確定後90日)内であっても、移民審査官宛に退去強制令書を発行し、退去の執行権限を付与	・対象者を実力で送還するもの	・領土退去義務:対象者に退去の義務を課すもの ・国外追放:対象者を実力で送還するもの(なお、罰則として領土滞在禁止刑あり。)	・調査中	・対象者を実力で送還するもの	・調査中	・対象者を実力で送還するもの
退去しない者等に対する罰則 (※)内は法定刑	・退去期限内に故意に退去しなかった者(4年以下(一定の事由に該当する場合には10年以下)の拘禁刑又は(及び)罰金) ・出国に必要な渡航文書等の申請を故意に行わなかった者(4年以下(一定の事由に該当する場合には10年以下)の拘禁刑又は罰金)	・内務大臣から送還のために渡航文書を取得するための行動を取るよう要請され、合理的な理由なく従わない者(2年以下の拘禁刑又は(及び)罰金) ・退去強制実施中の航空機等から不法に上陸した者(6月以下の拘禁刑又は(及び)罰金)	・領土退去義務又は国外追放の執行を免れ、又は免れようとした者(3年以下の拘禁刑) ・領土退去義務又は国外追放を執行するための渡航証を提出しなかった者(3年以下の拘禁刑) ・渡航証がない場合に、領土退去義務又は国外追放の執行のために必要な情報を提供しなかった者(3年以下の拘禁刑)等	・調査中	・不見当	・不見当	・なし
送還を促進するための措置等(運用を含む)	・自発的に退去したか否か等で上陸拒否期間に差異あり	・自発的に退去したか否か等で上陸拒否期間に差異あり	・一定の要件を満たす領土退去義務の対象者に、渡航費用の負担等の支援制度あり	・調査中	・不見当	・送還回避者は国費で送還されること、国費による退去者は、自費による退去者より上陸拒否期間が長くなる場合あり	・自ら官署に出頭したこと等一定の要件を満たす退去者について、上陸拒否期間を短縮(出国命令)
<b>収容関係(退去が確定した者について)</b>							
収容に当たっての司法審査の要否 (収容を決定する機関)	・不要(司法長官)	・不要(内務大臣)	・初回決定:不要(県知事(パリにおいては警視總監)) ・延長決定:必要(裁判官)	・必要(裁判官)	・不要(内務省等の担当官)	・不要(地方出入国・外国人官署の長)	・不要(地方出入国在留管理官署の主任審査官(入国審査官))
収容の要件等	・退去命令が確定した場合	・送還実施のために必要がある場合	・国外追放決定を受けた者、1年以内に領土退去義務の対象となつて退去期限が経過した者が、効果的かつ適切な出頭保証を示さない場合等	・①逃亡のおそれ、②許可なき入国を理由として強制可能な出国義務を負う場合、③退去強制命令が発せられたものの、すぐに執行ができない場合のいずれかに該当する場合 ※旅券入手義務を果たさない場合等は、①の具体的根拠となり得る	・有効なビザを有しない場合	・旅券未所持等の理由で直ちに送還することができない場合	・退去強制を受ける者を直ちに本邦外に送還することができない場合
収容期間	・原則:退去命令確定後90日 ・例外:一定の有罪判決を受けたことを理由に退去強制手続の対象となっている者等は収容期間の延長が可能	・法律上制限なし	・原則:最長合計90日間 ・例外:テロ行為を行った者等については最長合計210日間	・原則:6か月 ・例外:外国人の責めに帰すべき事由により退去強制が執行されない場合等は、さらに最長12か月延長可能	・法律上制限なし	・法律上制限なし(期間が3月を超える場合は3月ごとに法務部長官の承認が必要)	・送還可能のときまで
収容を一時的に解く制度又はこれに類似する制度の有無等	・退去命令が確定した後、90日を超えた場合には、定期的に出頭すること等司法長官が指定した条件の下収容を解く制度あり(例外あり)	・内務大臣又は第一次審判所は、職権又は申請により、被収容者に対し、住居制限・電子監視等の条件を付した上で、収容を一時的に解く制度あり	・県知事(パリにおいては警視總監)(内務大臣が行う場合あり)が、特定の住居に居住させ、警察等に定期的に出頭させるなどの制度あり	・調査中	・大臣が公共の利益にかなうと認める場合、条件を付して、特定の場所に居住させる制度あり	・地方出入国・外国人官署の長が、情状等を考慮し、2000万ウォン以下の保証金を納付させ、住居の制限等必要な条件を付した上、収容を一時的に解除する制度あり	・入国者収容所長又は主任審査官が、請求又は職権により、情状等を考慮し、300万円以下の保証金を納付させ、必要な条件を付した上、仮放免する制度あり(仮放免) ・送還することができないことが明らかになったときに、入国者収容所長又は主任審査官が、必要な条件を付した上、放免する制度あり(特別放免)
収容を一時的に解く際の条件に違反して逃亡した場合の罰則等	・司法長官が指定した条件に従わなかった者等(1年以下の懲役又は(及び)1000ドル以下の罰金)	・一時的に収容を解く措置の条件に従わなかった者(6月以下の拘禁刑又は(及び)罰金)	・指定された住居に戻らず、又は許可なく住居から立ち去った者(3年以下の拘禁刑)等	・調査中	・居住場所から逃亡した者(5年の拘禁刑)	・不見当	・特別放免された者で、条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなく呼出しに応じない者(1年以下の懲役又は(及び)20万円以下の罰金)

※現時点における調査で判明している範囲での法制度の概要を記載している。  
 ※赤字は第5回会合提出資料からの追記箇所である。

## これまでの議論において提案された（主な）方策等（案）

※ 第1回会合から第5回会合の議論で提案された方策等について、反対意見が示されたものも含め記載しているが、本部会の取りまとめにおける採否や記載の在り方は、今後、議論・検討する。

### 第1 送還を促進するための措置の在り方

#### 1 退去強制令書の発付を受けた者に対する自発的な出国を促すために考えられる運用上又は法整備上の措置

- 早期に出国した場合、一定期間経過後の再度の上陸やその際の在留資格の付与を可能とし、これを促す措置の導入・活用
- 送還先等に関する本人の意向を聴取する手続の創設
- IOMによる自主的帰国・社会復帰支援プログラムの活用

#### 2 退去強制令書が発付されたものの本邦から退去しない行為に対する罰則の創設

- 退去しない理由を考慮の上、退去を命じる制度と命令違反者に対する罰則の創設
- 退去命令による退去義務の履行を確保するための執行罰の利用
- 渡航文書の申請を命じる制度と命令違反者に対する罰則の創設

#### 3 庇護を要する者を適切に保護しつつ、送還の回避を目的とする濫用・誤用的な難民認定申請に対処するための運用上又は法整備上の措置

##### (1) 庇護を要する者の適切な保護

- 難民条約上の「難民」の解釈の明確化
- 人道的な配慮を理由に在留を認める者の対象の明確化
- 難民認定における手続の整備（代理人の同席等）
- 難民認定申請の迅速な処理のための体制や手続の整備

##### (2) 送還の回避を目的とする濫用・誤用的な難民認定申請に対処するための措置

- 濫用・誤用的な難民認定申請を簡易に処理する仕組みの創設
- 濫用・誤用的な難民認定申請に対する送還停止効の適用除外

#### 4 その他送還を促進し、又は送還が困難な者に適切に対処するための措置

- 退去強制令書の執行力（人・機材等）の強化
- 送還先国政府との協定締結といった外交的方策
- 在留特別許可の活用と許可基準の明確化

## 第2 収容の在り方

### 1 収容期間の上限、収容についての司法による審査

- 収容をその必要性がある場合に限定
- 退去強制令書による収容期間の上限の設定
- 収容についての司法審査の導入

### 2 被収容者のプライバシーの確保や被収容者に対する医療、被収容者の心情把握・ケアに関する取組等の被収容者の処遇

- 被収容者のプライバシー確保のための施設内環境の整備
- 拒食者・治療拒否者に対する有効な医療を可能とするための措置
- 常勤医師の確保に向けた措置（兼業に係る特例等）
- 被収容者による情報へのアクセス手段の強化
- 被収容者と入管当局等との意思疎通の確保・強化
- 職業訓練や学習等の機会の提供
- 被収容者による規律違反行為を抑止するための方策

### 3 仮放免

#### (1) 仮放免の要件・基準

- 仮放免の要件・基準の明確化
- 不許可理由の告知の実施

#### (2) 仮放免された者による逃亡等の行為に対する罰則の創設

- 仮放免された者による逃亡等の行為に対する罰則の創設

### 4 その他収容の長期化を防止するための措置

- 仮放免の活用
- 収容代替措置の創設・活用

以上

## 港湾での庇護申請

年	一時庇護上陸許可					難民認定申請			港湾での難民申請に係る仮滞在				
	ポート・ ビープル 許可	その他				全体	うち港湾	比率	小計	許可		不許可	
		申出	許可	不許可	終止・取下げ					人数	比率	人数	比率
1982	1,037	22	22	0	0	530	...	-	-	-	-	-	-
1983	798	8	3	5	0	44	...	-	-	-	-	-	-
1984	503	5	1	4	0	62	...	-	-	-	-	-	-
1985	435	17	0	17	0	29	...	-	-	-	-	-	-
1986	330	6	1	4	1	54	...	-	-	-	-	-	-
1987	145	1	0	1	0	48	...	-	-	-	-	-	-
1988	219	1	0	1	0	47	...	-	-	-	-	-	-
1989	1,909	0	0	0	0	50	...	-	-	-	-	-	-
1990	155	4	0	4	0	32	...	-	-	-	-	-	-
1991	20	0	0	0	0	42	...	-	-	-	-	-	-
1992	100	0	0	0	0	68	...	-	-	-	-	-	-
1993	17	0	0	0	0	50	...	-	-	-	-	-	-
1994	-	0	0	0	0	73	...	-	-	-	-	-	-
1995	-	0	0	0	0	52	...	-	-	-	-	-	-
1996	-	1	0	1	0	147	...	-	-	-	-	-	-
1997	-	4	0	2	2	242	...	-	-	-	-	-	-
1998	-	6	1	5	0	133	...	-	-	-	-	-	-
1999	-	0	0	0	0	260	...	-	-	-	-	-	-
2000	-	8	0	6	0	216	...	-	-	-	-	-	-
2001	-	8	1	9	0	353	...	-	-	-	-	-	-
2002	-	11	6	5	0	250	...	-	-	-	-	-	-
2003	-	2	0	2	0	336	...	-	-	-	-	-	-
2004	-	0	0	0	0	426	18	4.2%	-	-	-	-	-
2005	-	0	0	0	0	384	14	3.6%	10	3	30%	7	70%
2006	-	6	0	5	1	954	120	12.6%	119	43	36%	76	64%
2007	-	15	4	11	0	816	49	6.0%	39	9	23%	30	77%
2008	-	44	0	43	1	1,599	78	4.9%	74	9	12%	65	88%
2009	-	24	0	22	0	1,388	47	3.4%	47	0	0%	47	100%
2010	-	21	0	21	0	1,202	35	2.9%	35	6	17%	29	83%
2011	-	45	10*	34	1	1,867	74	4.0%	66	19	29%	47	71%
2012	-	64	5	54 <sup>2</sup>	5	2,545	101	4.0%	84	7	8%	77	92%
2013	-	26	2	23	1	3,260	86	2.6%	71	3	4%	68	96%
2014	-	84	1	83	0	5,000	117	2.3%	107	2	2%	105	98%
2015	-	171	4	166	1	7,586	173	2.3%	163	1	1%	162	99%
2016	-	110	1	104	4	10,901	152	1.4%	148	0	0%	148	100%
2017	-	98	2	93	3	19,628	133	0.7%	115	0	0%	115	100%
(18前半)	-	24	2 <sup>3</sup>	19	3	5,586	12	0.2%	13	0	0%	13	100%
2018 <sup>4</sup>	-	55	2	49	4	10,493	...	...	...	...	...	...	...

単位は人。「...」は不明を示す。

\* 2011年9月に能登半島沖で保護されて大村に移送された脱北者9人を含む。

<sup>2</sup> 2016年11月17日法務省回答を参照。2015年以前の回答は「50」。

<sup>3</sup> 2018年11月法務省回答では、2件のうち1件は2017年に申請したもの。

<sup>4</sup> 2018年通年の数は法務省回答なし。

参照：法務省ホームページ、政府統計（eStat）

松岡徹参議院議員の質問・申入れに対する法務省入国管理局回答（2007年7月）

福島みずほ参議院議員提出「難民認定制度に関する質問主意書」に対する2007年11月16日付け内閣参質168第49号答弁書

山内康一衆議院議員提出「難民認定申請者の収容に関する質問主意書」に対する2009年11月20日付け内閣衆質173第67号答弁書

石橋通宏参議院議員提出「難民認定状況に関する質問主意書」に対する2016年4月1日付け内閣参質190第90号答弁書

石橋通宏参議院議員提出「難民認定状況に関する質問主意書」に対する2017年6月27日付け内閣参質193第146号答弁書

石橋通宏参議院議員提出「難民認定状況に関する質問主意書」に対する2018年6月26日付け内閣参質196第140号答弁書

「脱北9人、入管センター到着 上陸許可判断に数日か」朝日新聞（2011年9月14日）

# 起 案 用 紙

(取扱区分)

(決裁区分)

甲

決裁日	11月16日	施行日	11月16日	起案日	平成30年11月6日	主 管	第一審判部門
決 裁	支 局 長	次 長	審 査 監 理 官 (2名)	合	照	印	
<p>事務課長 (前記)</p> <p>首席審査官 (審査管理, 第一審判)</p> <p>総務課長補佐 (2名) 審査管理, 1名 (審査管理, 第一審判)</p> <p>審査監理官 (2名) (1名)</p> <p style="text-align: right;">高橋</p>							
文書番号	文書日付	年 月 日	送 送 種 別	起案者 (内線)			
施行先	各審査部門首席審査官		施行者	第一審判部門首席審査官			
件 名	セカンダリ審査は口頭審理において短期滞在の上陸許可を行うこととなつたスリランカ人に対する質問書の取扱について(72870)						
<p>標記について、別添案のとおり事務連絡を发出することとしたい。</p>							

事 務 連 絡  
平成30年11月16日

各審査部門首席審査官 殿

第一審判部門首席審査官 米 山 殿

セカンダリ審査又は口頭審理において「短期滞在」の在留資格を決定して上陸許可を行うこととなつたスリランカ人に対する取扱について(依頼)

本年1月15日から実施された「難民認定制度の運用の更なる見直し」により、東京入国管理局難民調査部門(以下「難民調査部門」という。)における難民認定申請は減少していったものの、本年7月以降、当支局で「短期滞在」の在留資格を決定されて上陸許可を受けたスリランカ人のうち、上陸許可後に難民調査部門で難民認定申請を行う者の割合が増えています。

これらの者については、申請の内容からその大部分が誤用的・濫用的な難民認定申請であると考へられているところ、当支局においても本年8月10日付け事務連絡により難民認定申請者の多い国籍者に対する厳格審査を指示し、実施しているところです。

しかしながら、スリランカ人の難民認定申請数は増加の一途にあり、一層慎重かつ厳格な審査を行い、当該申請の縮減につなげることが急務であることから、難民調査部門からの依頼により、セカンダリ審査又は口頭審理において「短期滞在」の在留資格を決定して上陸許可するスリランカ人については、当面の間、上陸許可前に別添確認票を徴して同人の「帰国困難な事情」の有無等を確認し、同情報を難民調査部門と共有することとしましたので、下記の留意事項等について貴下職員に周知徹底方を願います。

記

1. セカンダリ審査又は口頭審理において「短期滞在」の在留資格を決定して上陸許可を行うことが確定となつたスリランカ人に対し、対応する言語の確認票(※)を手交する。担当官は、確認票の署名が旅券上の署名と同一であることを確認した上で、上陸許可前に確認票を徴し、上陸許可後にセカンダリ引継書・結果報告書又は上陸口頭審理記録とともに第一審判部門に送付する。

2. セカンダリ審査又は口頭審理において申請人が自身の難民性を主張して庇護を求めた場合は、通常どおり一時庇護上陸申請として取り扱う。

添付物

確認票 (日本語、シンハラ語、タミル語)

各1部

確認票

1. あなたは、査証記載の期間（15/30/90日）以内にスリランカに帰国しますか。

はい

いいえ

2. あなたは、スリランカ国内で、何者かから、あなたの生命、身体又は財産に危害を加えられるおそれがあるなど、スリランカに帰国することが困難な事情がありますか。

はい、帰国困難な事情がありますので、庇護を求めます。

いいえ、私にはスリランカ国内で、生命、身体又は財産に危害を加えられるおそれはなく、その他、帰国困難な事情はありません。

3. 上記の質問に虚偽の記載をした場合は、当局の審査において不利益を被ることがあります。

以上、あなたは内容を理解した上で、本当のことを回答しましたか。

はい  いいえ

日付 \_\_\_\_\_ 署名 \_\_\_\_\_

確認票

අත්පත්තිය පත්‍රය

1. あなたは、査証記載の期間（15/30/90日）以内にスリランカに帰国しますか。  
ඔබ වස පත්‍රයෙහි ප්‍රකාශ කර ඇති කාල සීමාවක් (15/30/90දින) අත්පත්තියට පෙර ශ්‍රී ලංකාවට යනවාද?

( ) はい  ඔබ

( ) いいえ  නැත

2. あなたはスリランカ国内で、何者かから、あなたの生命、身体、又は財産に危害を加えられるおそれがあるなど、スリランカに帰国することが困難な事情がありますか。

ඔබට ශ්‍රී ලංකාවේ දී ජීවිතීය කෙටෙනුගෙන් ජීවිතයට තර්ජනයක් හෝ හානියට වඩ හියාවක් හෝ දේපල අලංක භාවයක් යනාදී දේපල හේතු කොටගෙන පෙරදැර ශ්‍රී ලංකාවට යෑමට දුෂ්කර ව්‍යාපාරණ කිවේ ද?

( ) はい、帰国困難な事情がありますので、庇護をもとめます。

ඔබ, පෙරදැර ශ්‍රී ලංකාවට යෑමට දුෂ්කර ව්‍යාපාරණයක් ඇති නිසා රැකවරණයට ලක් වුවමි.

( ) いいえ、私にはスリランカ国内で、生命、身体、又は財産に危害を加えられるおそれはなく、その他、帰国困難な事情はありません。

නැත, ඔබ ශ්‍රී ලංකාවේ දී ජීවිතයට තර්ජනයක් හෝ හානියට වඩ හියාවක් හෝ දේපල අලංක භාවයක් යනාදී දේපලට ලක් වීමට ඉඩ ප්‍රස්තාවක් නැතිනම්, පෙර පෙනෙන නිසා පෙරදැර යෑමට දුෂ්කර ව්‍යාපාරණයක් නොමැත.

3. 上記の質問に虚偽の記載をした場合は、当局の審査において不利益を被ることがあります。

以上、あなたは内容を理解した上で、本当のことを回答しましたか。

ඉහත අය ඇති ප්‍රශ්නවලට අත්‍යය ලෙස ප්‍රකාශ කළහොත් අත්පත්තියට

දෙපාර්තමේන්තුවෙන් කෙරෙන විභාගයේ දී ඔබට අවිධිමත් ප්‍රතිචලයක් ලැබීමට

සිදුවිය හැක.

ඉහළ සඳහන් ප්‍රශ්නවලට ඔබ මතා ලෙස අවබෝධ කරගෙන සත්‍ය පිළිතුරු සැපයුවාද?

( ) ඔබ.

( ) නැත.

දිනය:

අත්සන:



確認票 உறுதிப்படுத்தல்

1 あなたは、査証記載の期間（15/30/90日）以内にスリランカに帰国しますか。

நீங்கள் உங்களுடைய விசா காலத்திற்குள் (15/30/90 நாளுக்குள்) இலங்கைக்கு திரும்பி செல்லீர்களா?

はい ஆமாம்

いいえ இல்லை

2 あなたはスリランカ国内で、何者かから、あなたの生命、身体、又は財産に危害を加えられるおそれがあるなど、スリランカに帰国することが困難な事情がありますか。

இலங்கையில் உங்களுடைய உயிர், உடல், உடைமைகளுக்கு யாராவது ஆபத்தை ஏற்படுத்தக் கூடிய வாய்ப்பு உள்ளதா? அவ்வாறு இலங்கைக்கு திரும்பி செல்ல முடியாத நிலைமை ஏதாவது உள்ளதா?

はい、帰国困難な事情がありますので、庇護を求めます。

அமாம், நாட்டிற்கு செல்ல முடியாத நிலைமை உள்ளதினால், தஞ்சம் அடைய விரும்புகிறேன்.

いいえ、私にはスリランカ国内で、生命、身体、又は財産に危害を加えられるおそれなく、その他、帰国困難な事情はありません。

இல்லை, இலங்கையில் என்னுடைய உயிர், உடல், உடைமைகளுக்கு ஆபத்து ஏற்படக் கூடிய வாய்ப்பு இல்லை. மற்றபடி நாட்டிற்கு செல்ல முடியாத நிலைமை எதுவும் இல்லை.

3 上記の質問に虚偽の記載をした場合は、当局の審査において不利益を被ることがあります。

மேலே உள்ள கேள்விக்கு பொய்யான பதிலை அளிக்கும் பட்சத்தில், குடிவரவுத் திணைக்களத்தின் சோதனையில் பாதகம் ஏற்படுவதும் உண்டு. மேலே உள்ள விடயங்களை விளங்கிக்கொண்டு உண்மையான பதிலை அளித்தீர்களா?

はい ஆமாம்

いいえ இல்லை

日付 திகதி \_\_\_\_\_ 署名 பெயர் \_\_\_\_\_

# 就労制限の対象となる難民認定申請者について



## 就労制限の対象となる人とは

2018年1月15日から開始した新たな運用において、**就労制限の対象となる難民認定申請者は、申請案件の振分けの結果、A案件、B案件のいずれにも該当しないとして、D案件に振り分けられた初回申請者のうち、次の2つのタイプのいずれかに該当する人(D1)です。**

### ◆ (D案件に振り分けられた人のうち、) 本来の在留資格に該当する活動を行わなくなった後に難民認定申請を行った人

#### 具体例

- ・ 在留資格「技能実習」を有する人が、実習先から失踪・所在不明となり、又は技能実習計画を終了した後に難民認定申請を行った場合
- ・ 在留資格「留学」を有する人が、留学先の教育機関を退学若しくは除籍となり、又は卒業した後に難民認定申請を行った場合  
(注) 「短期滞在」及び入管法別表第二の在留資格を有する者は対象外

#### 就労を制限する理由

- ・ 本来の在留資格に該当する活動(技能実習、留学など)を続けながらも難民認定申請ができるにもかかわらず、当該活動を止めて、在留する根拠を喪失した後に申請していることから、就労や在留の継続を目的とした濫用・誤用的な申請の可能性が高い。
- ・ 「技能実習」及び「留学」からの申請者の入国から申請までの平均期間は、約23月であり、一定程度の生活費を有していると考えられる。  
(参考) ・ 「技能実習」からの申請者の99%以上は、本国の政府、地方公共団体又はそれらの関係機関からの推薦を受けて入国した者  
・ 「技能実習」からの申請者の約80%が失踪又は所在不明の後の申請、「留学」からの申請者の約68%が退学・除籍等の後の申請(平成29年上半年)

### ◆ (D案件に振り分けられた人のうち、) 出国準備期間中に難民認定申請を行った人

#### 具体例

- ・ 出国準備期間としての「短期滞在」又は「特定活動」の在留資格を有する人が難民認定申請を行った場合  
(注) 出国準備期間は、現に有する在留資格での在留継続が困難な場合に、自ら本邦からの出国意思(帰国意思)を表明し、出国準備を目的とする在留資格を希望した場合に付与されるもの

#### 就労を制限する理由

- ・ 自ら帰国する意思を表明したにもかかわらず、その後短期間の内に難民認定申請していることから、就労や在留の継続を目的とした濫用・誤用的な申請の可能性が高い。

## 更なる見直し後の在留資格上の措置について(初回申請者)

難民認定申請

振分け

処分

振分け期間	分類	振分け後
・2月以下の在留期間 (振分け期間が必要な場合)  ・就労不可	A	⇒判明後、速やかに「特定活動(6月、就労可)」を付与
	B	⇒在留制限
	D	D1 本来の在留活動を行わなくなった後に難民認定申請した人、又は 出国準備期間中に難民認定申請した人 ⇒就労制限:「特定活動(3月、就労不可)」
		D2 D1以外の人 ⇒申請等から6月以内:「特定活動(3月、就労不可)」を2回許可 申請等から6月経過後:「特定活動(6月、就労可)」

#### 【振分けの分類】

- A案件:** 難民条約上の難民である可能性が高いと思われる案件、又は、本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件
- B案件:** 難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件※
- C案件:** 再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件※
- D案件:** 上記以外の案件
- ※ 人道配慮の必要性を検討する必要がある場合はD案件とする。

入 国 者 収 容 所 長 殿  
地 方 入 国 管 理 局 長 殿  
地 方 入 国 管 理 局 支 局 長 殿

法 務 省 入 国 管 理 局 長 和 田 雅 樹  
(公 印 省 略)

被 退 去 強 制 令 書 発 付 者 に 対 す る 仮 放 免 措 置 に 係 る 適 切 な 運 用 と 動 静 監 視 強 化 の 更 な る 徹 底 に つ い て (指 示)

退 去 強 制 令 書 が 発 付 さ れ た も の の 送 還 の 見 込 み が 立 た な い 被 収 容 者 に つ い て は 、 仮 放 免 を 許 可 す る こ と が 適 当 で な い 者 を 除 き 、 出 入 国 管 理 及 び 難 民 認 定 法 第 5 4 条 に 規 定 す る 仮 放 免 を 活 用 す る 一 方 、 適 正 な 仮 放 免 の 運 用 を 担 保 す る た め に 被 退 去 仮 放 免 者 の 動 静 監 視 を 強 化 し 、 仮 放 免 の 条 件 違 反 者 や 仮 放 免 理 由 の 消 滅 者 等 、 仮 放 免 を 継 続 し て お く こ と が 適 当 で は な い 者 に つ い て は 、 仮 放 免 の 取 消 し や 仮 放 免 期 間 の 延 長 不 許 可 に よ り 再 収 容 す る な ど 、 仮 放 免 の 適 正 化 を 図 る と と も に 、 速 や か な 送 還 に 向 け た 準 備 を 行 う よ う 、 平 成 2 8 年 9 月 2 8 日 付 け 法 務 省 管 第 2 0 2 号 「 被 退 去 強 制 令 書 発 付 者 に 対 す る 仮 放 免 措 置 に 係 る 適 切 な 運 用 と 動 静 監 視 強 化 の 徹 底 に つ い て 」 を も っ て 指 示 し て い る と こ ろ で す 。

と こ ろ で 、 近 年 、 難 民 認 定 手 続 に お け る 濫 用 ・ 誤 用 事 案 へ の 対 策 が 急 務 と な っ て お り 、 こ れ ら 濫 用 ・ 誤 用 的 難 民 認 定 申 請 者 に 対 し て 従 来 か ら 講 じ て い る 就 労 ・ 在 留 制 限 措 置 を 更 に 拡 大 す る こ と 等 に 係 る 難 民 認 定 事 務 取 扱 要 領 の 一 部 改 正 に つ い て は 、 平 成 3 0 年 1 月 1 2 日 付 け 法 務 省 管 総 第 8 2 号 に よ り 通 達 し た と こ ろ で す 。

そ こ で 、 上 記 措 置 の 実 施 を 踏 ま え 、 仮 放 免 に 係 る 具 体 的 運 用 方 針 に つ い て 、 別 添 の と お り 定 め た の で 、 今 後 、 当 面 の 間 は 同 運 用 方 針 に 従 い 、 仮 放 免 の 適 切 な 運 用 に 努 め る よ う 指 示 し ま す 。

添 付 物

仮 放 免 運 用 方 針

1 部

別 添

### 仮 放 免 運 用 方 針

#### 1 仮 放 免 の 運 用 の 原 則

- (1) [redacted]
- ア [redacted]
- [redacted]
- [redacted]
- [redacted]
- [redacted]
- [redacted]
- [redacted]
- [redacted]
- (注 1) [redacted]
- [redacted]
- (注 2) [redacted]
- [redacted]
- [redacted]
- イ [redacted]
- [redacted]
- [redacted]
- [redacted]
- (2) 仮 放 免 を 許 可 す る こ と が 適 当 と は 認 め ら れ な い 者  
仮 放 免 を 許 可 す る こ と が 適 当 と は 認 め ら れ な い 者 (注 3) は 、 送 還 の 見 込 み が 立 た な い 者 で あ っ て も 収 容 に 耐 え 難 い 傷 病 者 で な い 限 り 、 原 則 、 送 還 が 可 能 と な る ま で 収 容 を 継 続 し 送 還 に 努 め る 。
- [redacted]
- [redacted]

(注 3) 「仮放免を許可することが適当とは認められない者」とは、次に掲げる者又はそれらに相当する者をいい、特に①から④に該当する者については、重症の傷病等、よほどの事情がない限り、収容を継続する。

① 殺人、強盗、強姦、人身取引加害、わいせつ、薬物事犯等、社会に不安を与えよう

- ② 反社会的で重大な罪により罰せられた者
  - ③ 犯罪の常習性が認められる者や再犯のおそれが払拭できない者
  - ④ 社会生活適応困難者（DV加害者や社会規範を守れずトラブルが見込まれる者など）
  - ⑤ 出入国管理行政の根幹を揺るがす偽装滞在・不法入国等の関与者で悪質と認められる者
  - ⑥ 仮放免中の条件違反により、同許可を取り消し再収容された者
  - ⑦ 難民認定制度の悪質な濫用事案として在留が認められなかった者（平成30年1月12日法務省管第2号による改正後の入国・在留審査要綱第12編第26節第2の3に定めるところにより在留制限の対象とされた者のほか、難民認定申請中であることを理由に「特定活動」の在留資格を付与されたものの法第24条第4号イ等該当により退去強制令書が発付された者をいう。）
  - ⑧ 退去強制令書の発付を受けているにもかかわらず、明らかに難民とは認められない理由で難民認定申請を繰り返す者（この判断に当たっては、難民性に関し地方入国管理局難民調査担当部門又は審査請求中にあっては難民審判担当部門の意見を求めること。）
  - ⑨ 仮放免の条件違反のおそれ又は仮放免事由の消滅により、仮放免許可期間が延長不許可となり再収容された者
- (注4)

(3) 帰国希望者  
 訴訟や難民認定申請を取り下げると、帰国に同意したことが明らかにならな被収容者を送還要件が整うまで収容する必要があるが、送還要件を整える手続や交渉については当該者自身に行わせるべく、出国準備のためとして仮放免の請求がなされた場合には、出国準備期間としての仮放免を許可する。  
 この場合における保証金は、仮放免請求者の資産に応じ、逃亡を防止し得る額とする。

2 仮放免後の措置

- (1) [Redacted]
- (2) 上記1(3)の退返者については、出頭時に出国に向けた準備状況を確認し、[Redacted] 出国準備が整わない場合には、仮放免許可の延長を行わず再収容して、送還準備を進める。
- (3) 動静監視の効果的な手法  
 動静監視を実施する目的は、出入国管理行政を通じて我が国における安全・安心な社会の実現を図るために、在留資格を有しない退返者の仮放免期間中の動静を監視し、仮放免不適當者は厳格に収容し仮放免制度の適正化を図ることにある。  
 [Redacted]

[Redacted]

### 3 動静監視の運用

#### (1) 動静監視の目的

職員が、退返者宅を訪問し、かつ、[Redacted] 退返者の動静を的確に把握するとともに、当局が、適切かつ厳格な動静監視を実施することにより、[Redacted]

#### (2) 動静監視の要領

[Redacted]

#### ア 居住実態

[Redacted]

#### イ 生計維持

[Redacted]

[Redacted]

#### ウ 仮放免継続事由

[Redacted]

### 4 仮放免許可取消又は仮放免期間延長の可否判断の原則

#### (1) 仮放免許可取消しの可否判断

[Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(2) 仮放免期間延長の可否判断

[Redacted text block]

(注7) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

5 再収容者に係る再収放免の取扱いの原則

- (1) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]
- (2) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]
- (3) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

難民認定者等の申請回数(概数)

年	2005～2009		2010～2014		2015～2017	
	難民認定	人道配慮	難民認定	人道配慮	難民認定	人道配慮
難民認定合計	208	1099	95	984	75	221
1 初回申請	161 77.4%	データなし ...	66 69.5%	691 70.2%	69 92.0%	148 67.0%
2 複数回申請	22* 10.6%	データなし ...	14 14.7%	292 29.7%	3 4.0%	73 33.0%
3 勝訴確定後	26* 12.5%	3 0.3%	15 15.8%	1 0.1%	3 4.0%	0 0.0%

参照：法務省入国管理局資料

「衆議院議員山内幸一君提出複数回申請者の難民認定状況に関する質問に対する答弁書」答弁書第86号内閣衆質176第86号、2010年11月2日。

「参議院議員石橋通宏君提出難民認定状況に関する質問に対する答弁書」答弁書第223号内閣参質189第223号、2015年8月18日

「参議院議員石橋通宏君提出難民認定状況に関する質問に対する答弁書」答弁書第90号内閣参質190第90号、2016年4月1日。

「参議院議員石橋通宏君提出難民認定状況に関する質問に対する答弁書」答弁書第146号内閣参質193第146号、2017年6月27日。

「参議院議員石橋通宏君提出難民認定状況に関する質問に対する答弁書」答弁書第140号内閣参質196第140号、2018年6月26日。

\*再申請で勝訴確定後に難民認定 が1名いるため、「複数回申請」と「勝訴確定後に認定」で1名重複。また、2008年に再申請で難民認定を受けた1人は、難民不認定等取消訴訟の結審直前に入管に呼び出されて再申請をし、1ヶ月以内に難民認定の告知を受けた。



日本において難民認定申請数が多い10カ国に係る主要庇護国での庇護状況

		日本					オーストラリア	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	米国	カナダ					
		1982~2005	2006~2010	2011~2015	2016~2018	Total: 2006 to 2018	2006~2018	2006~2018	2006~2018	2006~2018	2006~2018	2006~2018	2006~2018					
ネパール	一次申請	10	173	4,176	4,615	8,964	1,936	1,018	350	750	324	12,380	1,276					
	難民	0	2	0	一次 0	FI 109	FI 10	NA 6	NA 37	FI 8	IN 3,688	FI/FA 784						
					(難民勝訴後) 0	220	31	7	JR 0	134	JR/AR 73	10	JR/AR 2	7,009	EO 2,958	787		
					異議 2	AR 111	AR 21	RA 1	RA 24	RA 0	AR 363	AR 3						
	一次不認定	68	2,651	4,247	6,966	1,353	689	285	743	243	2,131							
人道配慮	0	6	6	12		11	20	11	8									
ミャンマー	一次申請	709	3,015	2,481	2,268	7,764	895	1,877	1,146	1,232	96	2,499	125					
	難民	117	172	41	1	一次 137	FI 573	FI 773	NA 748	NA 88	FI 16	IN 1,135	FI/FA 96					
						(難民勝訴後) 35	691	957	772	JR 11	240	JR/AR 126	16	JR/AR 0	1,800	EO 650	99	
						異議 77	AR 118	AR 184	RA 13	RA 26	RA 0	AR 15	AR 3					
	一次不認定	383	2,479	1,733	1,119	5,331	188	922	145	1,037	12	401						
人道配慮	152	1,209	403	9	1,621	0	71	62	2	10								
フィリピン	一次申請	24	473	7,167	7,664	1,170	544	119	53	138	1,828	1,034						
	難民	0	0	0	一次 0	FI 25	FI 4	NA 7	NA *	FI 0	IN 102	FI/FA 136						
					(難民勝訴後) 0	51	22	10	JR 2	*	JR/AR 0	0	JR/AR 0	179	EO 70	136		
					異議 0	AR 26	AR 18	RA 1	RA 0	RA 0	AR 7	AR 0						
	一次不認定	21	161	5,232	5,414	506	353	71	29	95	263							
人道配慮	1	0	7	8	0	8	14	1	16									
スリランカ	一次申請	64	565	1,778	4,715	7,058	12,103	19,261	5,584	29,161	378	2,618	7,590					
	難民	0	1	3	0	一次 0	FI 4,743	FI 2,224	NA 1,457	NA 5,536	NA 16	IN 435	FI/FA 5,949					
						(難民勝訴後) 0	5,780	6,224	1,642	JR 69	13,423	JR/AR 5,529	19	JR/AR 3	1,411	EO 913	5,957	0
						異議 4	AR 1,037	AR 4,000	RA 116	RA 2,358	RA 0	AR 63	AR 8					
	一次不認定	59	352	1,304	1,929	3,585	6,919	15,041	2,777	29,329	211	544						
人道配慮	4	7	22	14	43	0	471	508	787	23								
トルコ	一次申請	654	601	3,086	2,901	6,588	1,427	4,342	38,754	22,927	4,178	3,939	7,631					
	難民	0	0	0	0	一次 0	FI 472	FI 689	NA 8,037	NA 2,492	NA 665	IN 743	FI/FA 4,374					
						(難民勝訴後) 0	656	1,472	8,616	JR 214	6,554	JR/AR 2,607	705	JR/AR 32	907	EO 164	4,465	
						異議 0	AR 184	AR 783	RA 365	RA 1,455	RA 8	AR 0	AR 91					
	一次不認定	629	455	1,987	2,332	4,774	466	2,657	20,392	25,036	2,127	238						
人道配慮	23	12	14	15	41	0	243	529	100	202								

(注) 単位は「人」。  
 「\*」は、1以上5未満の数値。  
 難民認定数と人道配慮数は、一次と不服審の合計。  
 数字(紺色太字)は、法務省発表又は国会等での政府回答を参照したもの。  
 数字(黒色斜字)は、UNHCR推計値または全難連による推計値。数値が不明のところは空白としている。  
 諸外国は、「人道配慮」ではなく「補完的保護」の数値。

		日本					オーストラリア	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	米国	カナダ	
		1982~2005	2006~2010	2011~2015	2016~2018	Total: 2006 to 2018	2006~2018	2006~2018	2006~2018	2006~2018	2006~2018	2006~2018	2006~2018	
ベトナム	一次申請	198	13	908	4,715	5,636	3,887	6,759	10,051	383	880	715	241	
	難民	59	0	0	0	一次	FI	FI	NA	NA	*	IN	61	
						0	270	1,011	56	91		262		
						(難民勝訴後) 0	AR	AR	JR	JR/AR		EO		
	異議	0	AR	AR	RA	RA	AR	AR	AR	AR	AR	AR	AR	
一次不認定	139	7	451	4,490	4,948	2,941	2,024	8,289	213	579	107			
人道配慮	104	0	1	0	1	0	463	71	6	63				
インドネシア	一次申請		3	1,020	4,501	5,524	3,389	113	50	4	98	5,280	431	
	難民		0	0	0	一次	FI	FI	NA	NA	8	IN	173	
						0	347	18	*	JR/AR		0		2,806
						(難民勝訴後) 0	AR	AR	RA	RA		AR		
	異議	0	AR	AR	RA	RA	AR	AR	AR	AR	AR	AR	AR	
一次不認定		0	203	4,537	4,740	2,288	74	28	0	55	1,832			
人道配慮		0	0	1	1	0	5	3	0	0				
パキスタン	一次申請	417	250	1,215	1,478	2,943	9,424	39,994	44,990	17,124	2,877	7,001	11,295	
	難民	3	0	0	1	一次	FI	FI	NA	NA	412	IN	6,384	
						*	5,340	8,003	4,718	1,544		3,586		
						(難民勝訴後) 0	AR	AR	JR	JR/AR		EO		
	異議	0	AR	AR	RA	RA	AR	AR	AR	AR	AR	AR	AR	
一次不認定	403	133	936	377	1,446	3,319	28,127	32,151	16,644	1,383	863			
人道配慮	67	2	17	15	34	0	694	693	198	83				
インド	一次申請	52	171	795	1,620	2,586	10,366	13,908	14,917	1,258	885	18,158	11,715	
	難民	0	0	0	0	一次	FI	FI	NA	NA	5	IN	1,839	
						0	485	280	110	85		6,830		
						(難民勝訴後) 0	AR	AR	JR	JR/AR		EO		
	異議	0	AR	AR	RA	RA	AR	AR	AR	AR	AR	AR	AR	
一次不認定	52	77	498	528	1,103	5,287	8,411	12,591	882	505	3,293			
人道配慮	2	0	0	3	3	0	196	133	20	31				
バングラデシュ	一次申請	111	146	985	1,222	2,353	2,702	13,519	6,185	30,124	1,773	4,873	3,053	
	難民	0	2	1	2	一次	FI	FI	NA	NA	162	IN	1,214	
						3	524	1,159	449	6,545		1,715		
						(難民勝訴後) 1	AR	AR	JR	JR/AR		EO		
	異議	2	AR	AR	RA	RA	AR	AR	AR	AR	AR	AR	AR	
一次不認定	90	84	583	430	1,097	1,605	9,202	4,400	35,459	1,165	853			
人道配慮	13	12	13	6	31	0	556	175	342	86				

参照: 法務省入国管理局「難民認定行政:25年の軌跡」(2006年11月)、法務省報道発表資料(各年の難民認定者数等について)  
 法務省入国管理局「平成29年における難民認定数等について」(参議院議員系数慶子議員への回答)  
 令和元年5月29日付け石橋通宏議員質問主意書への政府回答[内閣参賛198第64号](令和元年6月7日)、平成30年6月15日付け石橋通宏議員質問主意書への政府回答[内閣参賛196第140号](平成30年6月26日)  
 平成29年6月15日付け石橋通宏議員質問主意書への政府回答[内閣参賛193第146号](平成29年6月27日)、平成28年3月24日付け石橋通宏議員質問主意書への政府回答[内閣参賛190第90号](平成28年4月1日)  
 UNHCRオンライン統計データベース

全国難民弁護団連絡会議  
2020年2月8日

難民関連訴訟

年	訴訟提起	判決(一審・控訴審・上告審)	難民勝訴判決(件数)				その他	難民認定数(人数)		
			地裁	(うち確定)	高裁	(うち逆転勝訴)		一次	うち勝訴後の認定	異議
1997	...	...	1	(1)	0			1		
1998	7	...	0		0			15	(1)	1
1999	27	...	0		0			13		3
2000	46	...	0		0			22		
2001	8	...	0		0			24		2
2002	52	11	2		0		60日ルール	14		
2003	53	14	3		1		このほか、判決前に難民認定で却下1件	6		4
2004	25	42	15	(3)	0			9	(1)	6
2005	52	64	7	(1)	2	(1)	このほか、判決前に難民認定で却下1件	31	(1)	15
2006	59	84	5		4		このほか、難民勝訴/退令敗訴が1件	22	(1)	12
2007	82	145	13	(4)	8		このほか、判決前に難民認定で却下1件	37	(13)	4
2008	72	127	4	(1)	2	(1)		40	(6)	17
2009	50	82	1		5	(3)	このほか、控訴審中に認定で却下判決1件	22	(5)	8
2010	55	62	10	(6)	0		地裁勝訴(確定)の1件はロヒンギャ集団訴訟20人の内の2人が勝訴したもの	26	(7)	13
2011	40	68	1	(1)	2			7	(3)	14
2012	46	...	2	(1)	2	(1)	高裁逆転勝訴の1件はロヒンギャ集団訴訟15人の内の1人が勝訴したもの	5	(3)	13
2013	35	...	0		1			3	(1)	3
2014	35	...	1	(1)	0			6	(1)	5
2015	61	...	2	(2)	0			19	(2)	8
2016	50	62	0		3	(3)		26	(1)	2
2017	51	78	0		0			19		1
2018	20	81	2	(1)	1			38	(1)	4
2019	...	...	1		0			...	(1)	...
2020	...	...	0		1	(1)		...		...
合計	926	920	70	(22)	32	(10)		405	(48)	135

参照:

- 法務省入国管理局「出入国管理白書」
- 石橋通宏議員質問主意書への政府回答(2019年6月7日)
- 石橋通宏議員質問主意書への政府回答(2018年6月26日)
- 石橋通宏議員質問主意書への政府回答(2017年6月27日)

難民認定数等の推移

年	一次手続							異議／審査請求手続							難民認定 合計	人道 配慮	第三国定住プロ グラム 家族 (人)	インドシナ難民							
	申請数	条約 難民 <small>(左の内 で勝訴 後の認 定)</small>	認定率	不認定	不認定 率	取下等	取下 等率	未処理数 (年末)	申立数	条約 難民	難民認 定率	棄却	不認定 率	取下等				取下 等率	未処理数 (年末)	合計	ホト ビープ ル	留学生 等	第三国 定住	ODP	
1978	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-				
1979	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	94	2	-	92	-				
1980	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	396	50	-	346	-				
1981	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,203	48	742	393	20				
1982	530	67	62.6%	40	37.4%	59	35.5%	364	22	-	0	-	0	0.0%	-	67	456	216	-	217	23				
1983	44	63	26.3%	177	73.8%	23	8.7%	145	7	0%	1	100%	22	73.3%	-	63	675	395	-	248	32				
1984	62	31	21.4%	114	78.6%	18	11.0%	44	55	0%	4	100%	21	26.3%	-	31	979	738	-	229	12				
1985	29	10	26.3%	28	73.7%	7	15.6%	28	23	0%	35	100%	3	4.9%	-	10	730	484	-	240	6				
1986	54	3	37.5%	5	62.5%	5	38.5%	69	5	0%	13	100%	0	0.0%	-	3	306	129	-	149	28				
1987	48	6	14.6%	35	85.4%	11	21.2%	65	29	0%	17	100%	6	11.5%	-	6	579	262	-	291	26				
1988	47	12	16.2%	62	83.8%	7	8.6%	31	53	0%	15	100%	5	6.8%	-	12	500	164	-	193	143				
1989	50	2	8.0%	23	92.0%	7	21.9%	49	26	0%	43	100%	6	8.0%	-	2	461	152	-	194	115				
1990	32	2	6.1%	31	93.9%	4	10.8%	44	23	0%	12	100%	1	2.8%	-	2	734	171	-	321	242				
1991	42	1	7.1%	13	92.9%	5	26.3%	67	10	0%	17	100%	8	22.9%	-	1	780	263	-	370	147				
1992	68	3	7.0%	40	93.0%	2	4.4%	90	36	0%	19	100%	1	1.8%	-	3	792	239	-	411	142				
1993	50	6	15.4%	33	84.6%	16	29.1%	85	28	0%	14	100%	7	14.3%	-	6	558	97	-	300	161				
1994	73	1	2.4%	41	97.6%	9	17.6%	107	33	0%	16	100%	16	24.6%	-	1	456	84	-	165	207				
1995	52	1	3.0%	32	97.0%	24	42.1%	102	39	1	35	97.2%	10	11.9%	-	2	231	30	-	85	116				
1996	147	1	2.3%	43	97.7%	6	12.0%	199	35	0%	19	100%	10	15.6%	-	1	151	1	-	4	146				
1997	242	1	1.2%	80	98.8%	27	25.0%	333	41	0%	20	100%	25	29.1%	-	1	157	1	-	4	152				
1998	133	15 (1)	4.9%	293	95.1%	41	11.7%	117	159	1	46	97.9%	16	7.2%	-	16	132	5	-	5	122				
1999	260	13	6.8%	177	93.2%	16	7.8%	171	158	3	113	97.4%	24	8.1%	-	16	158	1	-	5	152				
2000	216	22	13.8%	138	86.3%	25	13.5%	202	61	0%	142	100%	6	2.9%	-	22	135	-	-	9	126				
2001	353	24	7.1%	316	92.9%	28	7.6%	187	177	2	95	97.9%	18	6.2%	-	26	131	-	-	40	91				
2002	250	14	6.2%	211	93.8%	39	14.8%	173	224	0%	232	100%	34	6.9%	-	14	144	-	-	15	129				
2003	336	6	2.0%	298	98.0%	23	7.0%	182	226	4	200	98.0%	15	3.4%	-	10	146	1	-	9	136				
2004	426	9 (1)	3.0%	294	97.0%	41	11.9%	264	209	6	155	96.3%	23	5.9%	-	15	144	-	-	18	126				
2005	384	31 (1)	11.1%	249	88.9%	32	10.3%	336	183	15	162	91.5%	18	5.0%	-	46	88	-	-	19	69				
2006	954	22 (1)	5.4%	389	94.6%	48	10.5%	831	340	12	127	91.4%	33	6.6%	287	34	53	-	-	-	-				
2007	816	37 (13)	7.7%	446	92.3%	61	11.2%	1,103	362	4	183	97.9%	34	5.9%	428	41	88	-	-	-	-				
2008	1,599	40 (6)	4.8%	791	95.2%	87	9.5%	1,784	429	17	300	94.6%	34	4.5%	506	57	360	-	-	-	-				
2009	1,388	22 (5)	1.3%	1,703	98.7%	123	6.7%	1,324	1,156	8	230	96.6%	70	4.8%	1,353	30	501	-	-	-	-				
2010	1,202	26 (7)	1.9%	1,336	98.1%	93	6.4%	1,071	859	13	325	96.2%	113	8.7%	1,761	39	363	5 (27)	-	-	-				
2011	1,867	7 (3)	0.35%	2,002	99.7%	110	5.2%	819	1,719	14	635	97.8%	231	8.9%	2,600	21	248	4 (18)	-	-	-				
2012	2,545	5 (3)	0.24%	2,083	99.8%	110	5.0%	1,166	1,738	13	790	98.4%	193	7.1%	3,342	18	112	-	-	-	-				
2013	3,260	3 (1)	0.12%	2,499	99.9%	140	5.3%	1,836	2,408	3	921	99.7%	211	6.0%	4,615	6	151	4 (18)	-	-	-				
2014	5,000	6 (1)	0.21%	2,906	99.8%	257	8.1%	3,668	2,533	5	1,171	99.6%	344	8.5%	5,628	11	110	5 (23)	-	-	-				
2015	7,586	19 (2)	0.55%	3,412	99.4%	467	12.0%	7,358	3,120	8	1,763	99.5%	504	9.4%	6,473	27	79	6 (19)	-	-	-				
2016	10,901	26 (1)	0.35%	7,492	99.7%	675	8.2%	10,067	5,197	2	2,112	99.9%	822	10.1%	8,734	28	97	7 (18)	-	-	-				
2017	19,629	19	0.19%	9,742	99.8%	1,612	14.2%	18,325	8,530	1	3,084	100.0%	1,306	10.1%	12,873	20	45	8 (29)	-	-	-				
2018	10,493	38 (1)	0.36%	10,541	99.6%	2,923	21.6%	15,317	9,021	4	6,013	99.9%	2,154	12.5%	13,723	42	40	5 (22)	-	-	-				
2019	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
合計	71,168	614 (47)	1.3%	48,115	98.7%	7,181	12.8%	-	39,274	136	0.7%	19,079	99.3%	6,344	9.8%	-	750	2,628	50	194	11,319	3,536	742	4,372	2,669

\* 空白はゼロ、「-」は該当なし、「...」は不明を意味する。数字(斜字)は、公表されている数値を基に全難連が計算。

\* 「認定率」と「不認定率」は、「条約難民」と「不認定」数をそれぞれ「条約難民」と「不認定」の和で割った百分率。「取下等率」は、「取下等」を処理数(認定+不認定+取下等)で割った百分率。

\* 「ODP(Ordely Departure Program)」は、UNHCRとベトナム政府の合意に基づき難民が本国ベトナムから家族呼び寄せるプログラム。2004年3月31日に申請は締め切られた。